

国土利用計画 全国計画（第五次・第六次）・岩手県計画（第五次・第六次（素案））比較表

(注) 1 下線部は第五次・第六次全国計画の相違箇所、二重下線部は第五次・第六次県計画の相違箇所であるが、漢字とひらがなの違いや単に表現、言い回しを変えている部分には付していない箇所がある。
2 比較を容易にするため、改行を入れている。また、第六次全国計画の構成に合わせて、第五次全国計画及び第五次県計画の一部で入替を行っている。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
はじめに <u>国土利用計画は、限りある国土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきた。このような役割は今後も一定程度必要であるものの、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、国土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、国土利用の質的向上を図る側面がより重要となっており、国土利用計画の役割は大きな転換点を迎えている。既に地方圏を中心に、人口減少や土地の利用価値の低減等に伴う国土管理水準の低下が地域の大きな課題となっており、今後は、人口減少下における国土の利用・管理のあり方を見いだしていくとともに、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな国土を実現していくことが、国土利用計画の大きな役割となる。</u> <u>その際、本計画が示す全国的な方針とともに、地域がそれぞれの自然や文化、経済社会状況等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について自ら検討するなど、地域主体の取組を促進していくことが重要である。</u> <u>また、国土利用計画は、国土形成計画と相まってその目標を達成するとされていることから、本計画は、安全で豊かな国土を形成するという国土づくりの目標を国土形成計画と共有しつつ、その達成手段として、長期的な観点から豊かさを維持する経済社会の持続可能性にも重点を置いている。資源とエネルギーの多くを海外に依存している我が国において、自然環境と共生しつつ国土資源を持続的に利活用していくことは、持続可能な経済社会の構築に不可欠である。また、国土の安全性を高め、自然災害による被害を軽減することは持続可能な経済社会の基本である。このため、本計画では、これらを実現する国土管理、環境共生及び防災・減災の取組を重視し、持続可能な国土を形成することを国土利用の重要な役割の一つとしている。</u> 国土利用をめぐる状況が大きく変化する中、国土利用計画の果たすべき役割もまた変化しているが、国土を適正に利用するための総合的な計画としての国土利用計画の位置づけは引き続き重要である。本計画は、国土利用計画法に定める	はじめに <u>この計画は、国土利用計画法第 5 条の規定に基づき、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）であり、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第 4 条の国土利用計画を構成し、国土の利用に関しては国の計画の基本となるとともに、都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となるものである。</u> <u>前回の第五次全国計画（平成 27 年 8 月）では、人口減少下で土地需要が減少する時代の到来を受けて、土地需要の量的調整という第一次計画以来の役割から、国土利用の質的向上を図る役割に重点を置く転換を図った。今回の計画では、その流れを踏まえつつ、未曾有の人口減少や少子高齢化等による国土をめぐる社会経済状況の更なる変化を受けて、人々が安心して住み続けられる、世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土を将来世代へ承継すべく新たな観点を追加した。</u> <u>具体的には、国土の管理水準の悪化に加え、地域社会の衰退等が懸念されるなか、国土の適正な利用と管理を通じて、国土を荒廃させない取組や安全保障面での対応を進めるとともに、地方創生の観点から、地域の合意形成に基づき、地域の持続性確保につながる土地の有効利用や転換を推進するという視点を追加した。</u> <u>また、気候変動の影響の深刻化や生物多様性の損失の危機が顕在化するなか、カーボンニュートラルや「30by30 目標」の実現に向け、自然資本の量的拡大のみならず、質的向上も図る広域的な生態系ネットワークの形成等を通じた自然資本の保全・拡大を進めることとした。</u> <u>加えて、適正な国土利用・管理を推進するに当たっては、国土の現状を正確に把握し、国民に広く共有することが求められるため、デジタル技術の徹底活用により、国土利用・管理の効率化・高度化を図ることとした。</u> <u>さらに、本計画では、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明らかにし、管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」を推進することとした。本構想は国土利用計画の実行計画としての役割を担うものであり、全国計画のみならず、都道府県計画や市町村計画等を通じて、地域住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組が進展することが期待される。</u> 国土利用をめぐる状況が大きく変化するなか、国土利用計画の果たすべき役割もまた変化しているが、国土を適正に利用・管理するための総合的な計画としての位置付けは引き続き重要である。本計画は国土利用計画法に定める理念を踏ま	<u>はじめに</u> この計画は、国土利用計画法第 7 条の規定に基づき、岩手県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第 4 条の国土利用計画を構成し、県土の利用に関しては県の計画の基本となるとともに、市町村計画及び岩手県土地利用基本計画の基本となるものです。	<u>前文</u> この計画は、国土利用計画法第 7 条の規定に基づき、岩手県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第 4 条の国土利用計画を構成し、県土の利用に関しては県の計画の基本となるとともに、市町村計画及び岩手県土地利用基本計画の基本となるものです。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
この理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である国土の総合的かつ計画的な利用を通じて、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。	えつつ、時代の要請に応え、限られた資源である国土の総合的かつ計画的な利用と <u>管理</u> を通じて、国土の安全性を高め、持続可能で自然と共生した国土利用・ <u>管理</u> を目指す。		
1. 国土の利用に関する基本構想 (1) 国土利用の基本方針	1. 国土の利用に関する基本構想 (1) 国土利用の基本方針	<u>1 県土の利用に関する基本構想</u> <u>(1) 県土の状況</u> ア 県土の概要 本州一の広大な面積を有する本県は、内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められ、県の西部の秋田県境には奥羽山脈が走り、これと並行して東部には北上高地が広がっています。また、沿岸部は、宮古以南では北上高地の山すそが太平洋に落ち込み、入り江と岬の入り組んだリアス海岸を形成しており、宮古以北では隆起した海岸段丘が発達し、海岸線も南部に比べて直線的となっています。本県は、それらの変化に富んだ地勢の中で、豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。 県土は、森林が約8割を占めており、可住地面積割合は約2割となっています。主な可住地は北上川流域や北上高地、沿岸部などの平野や盆地となっており、特に北上川流域に人口の6割以上が集中している状況にあります。 イ 県土利用の状況 <u>令和5年</u> における県土利用の状況をみると、 <u>農地が9.6%</u> 、森林が <u>76.4%</u> 、原野等が <u>0.6%</u> 、水面・河川・水路が <u>2.2%</u> 、道路が <u>3.1%</u> 、宅地が <u>2.4%</u> 、その他が <u>5.7%</u> となっています。 また、 <u>第五次県計画</u> の基準年次である <u>平成25年</u> から現況年次の <u>令和5年</u> までの間に、農地、森林が減少し、道路、宅地等への転換がなされているとともに、荒廃農地等その他面積が増加しています。	<u>1 県土利用の現状と課題</u> <u>(1) 県土利用の現状</u> ア 県土の概要 本州一の広大な面積を有する本県は、内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められ、県の西部の秋田県境には奥羽山脈が走り、これと並行して東部には北上高地が広がっています。また、沿岸部は、宮古以南では北上高地の山すそが太平洋に落ち込み、入り江と岬の入り組んだリアス <u>式</u> 海岸を形成しており、宮古以北では隆起した海岸段丘が発達し、海岸線も南部に比べて直線的となっています。本県は、それらの変化に富んだ地勢の中で、豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。 県土は、森林が約8割を占めており、可住地面積割合は約2割となっています。主な可住地は北上川流域や北上高地、沿岸部などの平野や盆地となっており、特に北上川流域に人口の6割以上が集中している状況にあります。 イ 県土利用の状況 <u>平成 25 年</u> における県土利用の状況をみると、森林が <u>76.7%</u> 、 <u>農地が 9.9%</u> となっているほか、原野等が <u>0.5%</u> 、水面・河川・水路が <u>2.3%</u> 、道路が <u>3.0%</u> 、宅地が <u>2.3%</u> 、その他が <u>5.3%</u> となっています。 また、 <u>第四次県計画</u> の基準年次である <u>平成 17 年</u> から現況年次の <u>平成 25 年</u> までの間に、農地、森林が減少し、道路、宅地等への転換がなされているとともに、荒廃農地等その他面積が増加しています。 <u>第四次県計画期間内における土地利用の転換は、第三次県計画における土地利用転換（平成4年から平成17年）に比べて、全体としては鈍化しています。</u> <u>また、低金利、住宅ローン減税等の施策による住宅需要の下支えのほか、沿岸地域における浸水区域外への移転需要等から、地価の下落幅は縮小している状況にあります。（平成27年度岩手県地価調査より）</u>
ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化 今後の国土の利用を計画するに当たっては、国土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。 <u>現在、我が国は既に人口減少社会を迎えており、今後、地方圏を中心に急激な人口減少が予想されている。大都市圏等では、今後も人口増加や新たな機能等の集積に伴い、一定程度、土地需要が増加する地域も想定されるものの、全体として土地需要は減少し、これに伴って国土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、国土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の国土利用においては、本格的な人口減少社会における国</u>	ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と <u>課題</u> 今後の国土の利用を計画するに当たっては、国土利用をめぐる次のような基本的条件の変化と <u>課題</u> を考慮する必要がある。	(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題 今後の県土の利用を計画するに当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮し、その課題に取り組んでいく必要があります。 その際、多様な主体の関わりの増大、地方分権やグローバル化の進展、財政的制約等の背景についても、考慮する必要があります。	(2) 県土利用をめぐる基本的状況の変化と <u>取り組むべき課題</u> 今後の県土の利用を計画するに当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮し、その課題に取り組んでいく必要があります。 その際、多様な主体の関わりの増大、地方分権やグローバル化の進展、財政的制約等の背景についても、考慮する必要があります。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
<u>土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。</u> <u>また、自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。</u> <u>さらに、我が国は、災害リスクの高い35%の地域に人口の70%以上が集中するなど、国土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。東日本大震災をはじめとする相次ぐ自然災害の経験により、居住地や公共施設の立地など国土利用面における安全・安心に対する国民の意識が高まりを見せている。人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中長期の視点から計画的、戦略的に、より安全で持続可能な国土利用を実現することも重要となる。</u> イ <u>本計画が取り組むべき課題</u> <u>国土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は以下のとおりである。</u>			
（ア） <u>人口減少による国土管理水準等の低下</u> <u>我が国の総人口は平成20年にピークを迎えた後に減少を始め、今後少なくとも数十年にわたり人口減少が継続すると見込まれる。</u> <u>また、若年人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展している。</u> <u>人口動態の変化は、国土の利用にも大きな影響を与える</u> <u>既に人口減少等が進展している地方都市等では、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。</u> <u>また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されている。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めていくことも課題である。</u>	（ア） <u>人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退</u> <u>我が国は既に本格的な人口減少社会を迎えており、地方圏を中心として人口減少が加速している。</u> <u>とりわけ、若年人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加、人口の地域的な偏在も進展しており、中山間地域を中心に無居住化する地域も拡大している。</u> <u>このような人口動態の変化は、土地需要の減少のみならず、国土の利用や管理に大きな影響を与える。</u> <u>既に人口減少等が進展している地方都市等では、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加しており、土地利用効率の低下や管理水準の低下が懸念される。</u> <u>また、食料の海外依存リスクが高まるなか、農山漁村では、農地管理の担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念される。</u>	<u>ア 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退</u> <u>本県の人口は、平成9年以降減少し続けており、令和6年（2024年）の人口は約114万人と、平成9年（1997年）と比べ約28万人減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も減少が続き、令和17年（2035年）には100万人を割り込むと予測されています。</u> <u>また、生産年齢人口や年少人口が減少する一方、高齢者人口が増加し、今後も人口構造が大きく変化していくことが見込まれています。</u> <u>とりわけ、中山間地域や東日本大震災津波で被災した地域において、人口減少が加速しています。</u> <u>このような人口動態の変化は、土地需要の減少のみならず、県土の利用や管理に大きな影響を与えます。</u> <u>人口減少の進行によって、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下や管理水準の低下が懸念されます。</u> <u>また、農山漁村では、農地管理の担い手減少による農地の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念されます。</u>	<u>ア 人口減少社会の到来等による県土への影響</u> <u>本県の人口は、平成9年以降減少し続けており、平成26年（2014年）の人口は約128万人と、平成9年（1997年）と比べ約14万人減少しています。一方、65歳以上の高齢人口は約10万人増加しています。</u> <u>今後人口規模が縮小するとともに、生産年齢人口や年少人口が減少し高齢人口が増加するなど、人口構造が大きく変化していくことが見込まれ、平成37年（2025年）の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では約114万人と予測されています。</u> <u>また、県内でも、中山間地域を抱える自治体において人口減少率が高く見込まれているほか、東日本大震災津波で被災した沿岸12市町村で、いずれも県平均を上回る人口減少率が推計されるなど、地域によって、人口減少のスピードは異なることが予想されています。</u> <u>人口減少の進行によって、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念されます。</u> <u>また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下や県土保全の観点からの影響も懸念されています。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化や適切な県土保全のため、担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めていくことも</u>

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
<u>林業・木材産業</u>においては、<u>長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、一部に必要な施業が行われない森林もみられる。</u> <u>国土管理水準の低下や都市化の進展などの国土利用の変化は、水源涵養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。</u> このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがある。<u>このため、本格的な人口減少社会においては、国土の適切な利用と管理を通じて国土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となる。</u> また、人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、<u>経済成長を維持し国民が豊かさを実感できる国土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。</u>	<u>森林</u>においては、<u>必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、国土の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがある。</u> これらの問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化し、<u>国土の管理水準の悪化による周辺地域への悪影響の発生や非効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念されることから、本格的な人口減少社会においては、国土の適正な利用と管理を通じて、国土を荒廃させない取組を進めていくことが重要である。</u> 加えて、地方創生の観点から、地域の生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。	<u>森林</u>においては、<u>必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、県土の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがあります。</u> このため、本格的な人口減少社会において、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となります。	<u>課題です。</u> <u>林業・木材産業</u>においては、<u>長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、森林所有者の経営意欲の減退が見られます。</u> <u>県土管理水準の低下等により、水の循環や土地の有効利用への悪影響も懸念されます。</u> このため、本格的な人口減少社会において、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となります。
（ウ） <u>災害に対して脆弱な国土</u> 我が国は、沖積平野など災害リスクの高い地域に人口と資産が集中しており、国土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。 <u>津波により沿岸域に大きな被害をもたらした東日本大震災は、国土利用の根本的な課題を国民に強く意識させた。今後も、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が30年以内に70%程度と高い確率で予想されているなど、全国各地で強い地震が発生する可能性がある。</u> <u>また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。一方、無降水日数も全国的に増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念される。</u> さらには、<u>近年頻発している火山災害により、我が国が世界有数の火山国であることの危険性と対策の必要性も改めて認識された。</u> このため、防災・減災対策の強化とともに、<u>災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する</u>国土利用への転換が急務となっている。	（イ） <u>大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応</u> 我が国は、沖積平野など災害リスクの高い地域に人口が集中しており、対策をとらなければ、将来においてもこの傾向が続く見込みであり、<u>国土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。</u> 地球温暖化等の気候変動の影響により、極端な降水がより強く、より頻繁に発生する可能性が非常に高くなると予測されており、<u>風水害、土砂災害の激甚化・頻発化が懸念される。その一方で、無降水日数も全国的に増加することが予測されており、渇水の頻発化・長期化・深刻化も懸念される。</u> <u>加えて、雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通障害、空き家の倒壊等による被害の発生など雪害による悪影響も懸念される。</u> <u>また、首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、巨大地震や津波による広域にわたる甚大な被害が発生する可能性がある。</u> さらに、我が国は世界有数の火山国であり、<u>火山災害は的確な予測は困難ではあるものの、一度大規模な火山噴火が発生すると、甚大な被害が広域かつ長期に及ぶことも懸念される。</u> このため、防災・減災対策の強化とともに、<u>安全性を計画的に高めていく</u>国土利用・<u>管理</u>への転換が急務となっている。	<u>イ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応</u> 平成23年に発生した東日本大震災津波の経験を踏まえ、自然災害に対する県土の安全性強化の要請が一層高まっています。特に、沿岸被災地においては、安全で安心な防災都市・地域づくりが急務となっています。 <u>地球温暖化等の気候変動の影響により、本県においても、豪雨による被害が発生しています。極端な降水による水害、土砂災害がさらに頻発化・激甚化すること等が懸念されます。</u> <u>加えて、雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通障害、空き家の倒壊等による被害の発生など雪害による悪影響も懸念されます。</u> さらに、近年、日本全体で火山災害が頻発しており、活火山を有する本県において、<u>一度大規模な火山噴火が発生すると、甚大な被害が広域かつ長期に及ぶことも懸念されます。</u> このため、防災・減災対策を推進するとともに、<u>安全性を計画的に高めていく</u>県土利用を図ることが求められています。	<u>ウ 自然災害への対応の必要</u> 平成23年に発生した東日本大震災津波の経験を踏まえ、自然災害に対する県土の安全性強化の要請が一層高まっています。特に、沿岸被災地においては、<u>復興に向けたまちづくりが途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりが急務となっています。</u> <u>また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、本県においても、豪雨による被害が発生しています。極端な降水による水害、土砂災害がさらに頻発化・激甚化すること等が懸念されます。</u> さらに、近年、日本全体で火山災害が頻発しており、活火山を有する本県において<u>も、改めてその対策の必要性が認識されました。</u> このため、防災・減災対策の強化とともに、<u>災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する</u>県土利用の重要性が高まっています。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
また、都市においては、諸機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応も<u>重要な課題</u>となっている。農山漁村においても、国土管理水準の低下に伴う国土保全機能の低下が懸念されている。 また、土地取引が多い都市や高齢化が著しい山村での地籍整備が特に遅れているなど、土地境界が不明確な状況では、土地の有効利用の妨げとなり得る。さらに、都市へ人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。【入替(ア)】 安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、国土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる国土の構築に向けた国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。	都市においては、諸機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応といった課題が残されている。農山漁村においても、国土管理水準の低下に伴う国土保全機能の低下が懸念されている。 加えて、土地取引が多い都市や高齢化が著しい山村では、地籍整備が特に遅れており、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げになるおそれもある。 安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる国土の構築に向けた国土強靱化の取組を国土利用・管理の点からも進めていくことが重要である。	都市部においては、都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応<u>などの課題が残されています。</u> また、土地境界が不明確な状況や人口減少に伴う所有者の所在の把握が難しい土地の増加により、<u>土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げになる</u>おそれもあります。 安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、東日本大震災津波の経験も踏まえながら、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた強靱化の取組を進めていくが必要です。	また、都市部においては、都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応も<u>重要な課題</u>となっています。 また、土地境界が不明確な状況や人口減少に伴う所有者の所在の把握が難しい土地の増加により、<u>円滑な土地利用に支障をきたす</u>おそれもあります。【入替 ア】 安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、東日本大震災津波の経験も踏まえながら、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた強靱化の取組を進めていくが必要です。
(イ) 自然環境と美しい景観等の悪化 自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、<u>植生の変化等</u>を通じて、食料の安定供給、水源の涵養や国土保全など暮らしを支える生態系サービス<u>(自然の恵み)</u>に大きな影響を及ぼす。 <u>このため、食料やエネルギー資源の多くを海外に依存する我が国において、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。</u> また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である。 人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会を<u>とらえ</u>、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する<u>国土利用を進めていく</u>視点が重要である。【入替】 特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、<u>その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。</u>	(ウ) 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応 <u>地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いている。</u> 自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、<u>水循環の変化</u>、食料の安定供給、水源のかん養や国土保全など、暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼす。 また、エネルギーの海外依存リスクの高まりを受け、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入促進が求められるなか、太陽光パネルや風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっている。 そのため、2050年カーボンニュートラルや2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」といった国際公約の実現と地域課題の統合的な解決に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした国土利用・管理を進めていくことが重要である。 また、人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあるため、この機会を<u>捉え</u>、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点も重要である。	ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応 <u>地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いています。</u> 自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、<u>水循環の変化</u>、暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼします。 <u>また、再生可能エネルギーの導入促進が求められるなか、太陽光パネルや風力発電の風車の安全性、災害の発生、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっています。</u> そのため、2050年カーボンニュートラルや2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、<u>生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした県土利用・管理を進めていくことが重要です。</u> また、人口減少は開発圧力の減少等につながることから、この機会をとらえ、<u>生物多様性の確保や過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境を保全・再生</u>し、自然の生態系に戻す努力が必要です。	イ 自然環境と美しい景観等の変化 自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、<u>植生の変化等</u>を通じて、暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼします。 <u>このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要です。</u> <u>また、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や自然生態系の有する防災・減災機能の活用など、自然環境の有する多面的な機能に着目することが重要です。</u> 一方、人口減少は開発圧力の減少等につながることから、この機会をとらえ、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境<u>や生物の多様性を再生</u>し、自然の生態系に戻す努力が必要です。【入替】

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
また、気候変動は、広く国土の自然環境に影響を及ぼし、<u>更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。</u> この観点から、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となる。【入替】 加えて、今後、<u>土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。【入替】</u> さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に<u>継承</u>するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、<u>地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生</u>する観点からも重要である。	その際、開発後に放棄された土地は、その地域本来の生態系には戻らず荒廃地等となる可能性があることから、自然の生態系に戻す努力が必要となる。 <u>とりわけ、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、土地への働きかけの減少により自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念される。</u> さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、<u>世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土を将来世代へ継承</u>する観点からも重要である。 <u>これらの（ア）～（ウ）に共通して、デジタルを徹底活用した官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要である。</u>	今後、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては<u>人口減少、産業構造の変化等による土地への働きかけの減少により自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念されます。</u> さらに、本県は、美しい農山漁村の集落やまちなみ、平泉や橋野鉄鉱山をはじめとする優れた歴史的・文化的<u>遺産</u>等を有しており、これらの<u>美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土</u>を将来世代へ<u>継承</u>するとともに、その活用により地域の魅力を高めていくことが重要です。 <u>これらの（ア）～（ウ）に共通して、デジタルを徹底活用した官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要です。</u> （<u>3</u>） 県土利用の基本方針 県土利用をめぐる状況が大きく変化する中において、県土を適正に利用するための総合的な計画としての本計画の位置づけは引き続き重要です。本計画は、国土利用計画法に定めるこの理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、その安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。 そこで、（<u>2</u>）で示した課題に取り組むため、本計画は、「<u>地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理</u>」、「<u>土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理</u>」、「<u>健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理</u>」とそれらに共通する「<u>県土利用・管理DX</u>」、「<u>多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理</u>」の5つを基本方針とします。 ア <u>地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理</u> 人口減少が加速するなかで、発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった<u>土地利用の最適化を進めることが重要です。</u>	また、気候変動による自然環境や生物多様性への将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していく必要があります。【入替】 今後、<u>人口減少、産業構造の変化等による土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念されます。【入替】</u> さらに、本県は、美しい農山漁村の集落やまちなみ、平泉や橋野鉄鉱山をはじめとする優れた歴史的・文化的<u>環境</u>等を有しており、これらを<u>次世代に継承</u>するとともに、その活用により地域の魅力を高めていくことが重要です。 <u>2 県土の利用に関する基本構想</u> （<u>1</u>） 県土利用の基本方針 <u>このように、</u>県土利用をめぐる状況が大きく変化する中において、県土を適正に利用するための総合的な計画としての本計画の位置づけは引き続き重要です。本計画は、国土利用計画法に定めるこの理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、その安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。 そこで、<u>1</u>で示した課題に取り組むため、本計画は、「<u>県民の暮らしを支える県土利用</u>」、「<u>自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用</u>」、「<u>安全・安心を実現する県土利用</u>」の3つを基本方針とし、ア～ウにその考え方を示します。 <u>また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための考え方をエ・オに示します。</u> ア <u>県民の暮らしを支える県土利用</u> <u>人口減少下においても増加している都市的土地利用について、</u>
ウ 国土利用の基本方針 イで示した課題に取り組むため、本計画は、「適切な<u>国土管理を実現する国土利用</u>」、「<u>自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用</u>」、「<u>安全・安心を実現する国土利用</u>」の3つを基本方針とし、<u>国土の安全性を高め持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。</u> また、人口減少社会において、このような国土利用を実現するための方策についても、その考え方を示す。	イ 国土利用の基本方針 未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした<u>国土の管理水準の悪化など、アで示した国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、①地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理、②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理、③健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理とそれらに共通する④国土利用・管理DX、⑤多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理を推進し、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指す。</u> （ア） <u>地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理</u> <u>地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理</u>については、<u>関連する制度を組み合わせながら、人口減少が加速するなかで、発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。</u>		
（ア） <u>適切な国土管理を実現する国土利用</u> <u>適切な国土管理を実現する国土利用</u>については、<u>地方都市等を中心に人口減少下においても増加している都市的土地利用において、</u>			

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
	<u>そこで、特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、放牧や計画的な植林等により草刈りや見守り程度の粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意形成に基づき、管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」を全国で進める。</u> <u>その際、モデル事例の形成や策定ノウハウの普及といった策定意欲を喚起するための対策、関係府省等の各種支援制度等を活用した支援、関係府省を含めた国と地方公共団体の連携による伴走型の推進体制を構築することが重要である。</u> <u>また、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理、除却により周辺地域への悪影響を防止する。</u> <u>さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図り、とりわけ、今後急増することが見込まれる高経年マンション等の対策として、マンションの管理の適正化や再生の円滑化を進めることが重要である。</u> <u>都市においては、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。</u>	<u>特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、放牧や計画的な植林等により草刈りや見守り程度の粗放的な管理や最小限の管理を導入することが必要です。</u> <u>また、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理、除却により周辺地域への悪影響を防止します。</u> <u>さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図ることはが重要です。</u> <u>その際、地域の状況や被災地における復興の状況も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心市街地に集約し、郊外部への市街地の拡大を抑制します。</u> <u>都市の中心部では、低未利用土地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。</u> <u>また、適切な管理が行われていない空き家については、住民に危険が及ぶことのないよう必要な措置を講じます。</u> <u>一方、その外側では、低密度化を踏まえた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。</u> <u>また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めます。</u> <u>農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。</u>	行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心市街地に集約し、郊外部への市街地の拡大を抑制します。<u>その際には、地域の状況や被災地における復旧・復興の状況も考慮することが重要です。</u> 中心部では、<u>低・未利用地</u>や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。 また、適切な管理が行われていない空き家については、住民に危険が及ぶことのないよう必要な措置を講じます。 一方、その外側では、低密度化を踏まえた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。 また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めます。 <u>農林業的土地利用</u>については、優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。
地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。 集約化する中心部では、<u>低・未利用地</u>や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。 一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。 また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。 一方、グローバルな都市間競争に直面する大都市圏等においては、都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。 <u>農林業的土地利用</u>については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。	集約化する中心部では、<u>低未利用土地</u>や空き家を有効利用することなどにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。 一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。 また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めるほか、<u>市町村界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進する。</u> 一方、グローバルな都市間競争に直面する大都市圏等においては、都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。 <u>農地</u>については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。		

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
また、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。 水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。 大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。 なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。 さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。	森林については、森林経営管理制度を活用した経営管理の集積・集約等により、国土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。 その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、効率的に健全な水循環の維持又は回復を図る。 また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を図る。 なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。 一方で、地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進していく。 そのほか、重要土地等調査法に基づき、土地等利用状況調査等を着実に進める。また、安全保障の観点から、土地の利用と管理について、安全保障をめぐる内外情勢の変化等を踏まえた対応を図る。	を図ります。 森林については、森林経営計画や森林経営管理制度を活用した経営管理の集約等による適切な管理を通じて、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。 その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、効率的に健全な水循環の維持又は回復を図ります。 また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電施設、風力発電施設やバイオマス発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺環境への影響の評価を十分行うとともに、周辺の土地利用状況や防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を図ります。 なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。	また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。 水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。 また、大規模太陽光発電施設、風力発電施設やバイオマス発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺環境への影響の評価を十分行うとともに、周辺の土地利用状況や防災等に特に配慮します。 そのため、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。 さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなどの方策を検討することも必要です。
（ウ）安全・安心を実現する国土利用 安全・安心を実現する国土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リ	（イ）土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周	イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理 「岩手県国土強靱化地域計画」に基づき、東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえながら、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進します。 そのため、ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害の特性や地域の状況を踏まえた災害リスクの把握及び周知を図ります。特	ウ 安全・安心を実現する県土利用 「岩手県国土強靱化地域計画」に基づき、東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえながら、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進します。 そのため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害の特性や地域の状況を踏まえた災害リスクの把握及び周知を図ります。また、

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
スクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。 <u>その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配意する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。</u> また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、<u>交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。</u> <u>その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ国土保全機能の向上など、地域レベルから国土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて国土利用の面からも国土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな国土を構築する。</u>	知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。 <u>そのため、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導する。</u> また、<u>農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、国土保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。</u> <u>加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。</u> <u>その際、広域的な視点から、国や都道府県による市町村の防災・減災対策への助言を積極的に行うことも重要である。</u> <u>さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保するなど、これらの取組を進めることによって安全・安心な国土利用・管理を実現していく。</u>	<u>に、災害リスクの高い地域については、土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導が重要です。</u> また、<u>農地の良好な管理や森林の整備・保全を通じて、県土保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、災害対応の拠点、病院、エネルギー施設など、経済社会上重要な役割を果たす諸機能の適正な配置や、ライフライン等の多重性・代替性の確保も必要です。</u> <u>加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進めます。</u> さらに、<u>宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保するなど、これらの取組を進めることによって安全・安心な県土利用・管理を実現していきます。</u> さらに、本県では、特に、沿岸地域をはじめとして、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組が途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりの観点からも、その取組を推進していきます。	災害リスクの高い地域については、土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導が重要です。 また、災害対応の拠点、病院、エネルギー施設など、経済社会上重要な役割を果たす諸機能の適正な配置や、ライフライン等の多重性・代替性の確保も必要です。 <u>その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルでの安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築します。</u> さらに、本県では、特に、沿岸地域をはじめとして、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組が途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりの観点からも、その取組を推進していきます。
<u>（イ） 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用</u> <u>自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、国民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。</u> <u>なお、その際には、国土を形づくり、国民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。</u> 自然環境の活用については、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるため、<u>社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。</u> また、地域における<u>バイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このよう</u>	<u>（ウ） 健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理</u> <u>健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理については、国土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続的な活用を図るため、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。</u> <u>そこで、国立公園等の保護地域の拡張と管理の強化を図るとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークを形成する。</u> <u>その際、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）など NbS（Nature-based Solutions）の考え方に根ざした自然環境が有する多様な機能の活用や SDGs の取組によって、地域の社会課題解決を図っていくことが重要である。</u> また、地域における<u>カーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生型の再エネ導入促進や、バイオマス等の循環利</u>	<u>ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理</u> 本県が将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有していることを踏まえ、「<u>脱炭素社会</u>」「<u>循環型社会</u>」「<u>自然共生社会</u>」の３つの社会の実現に向けて取り組みます。 <u>そのためには、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要であり、気候変動による影響も考慮しつつ、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、ネイチャーポジティブに向けた取組を促進することによって、優れた自然環境保全・再生とあわせて、森、里、まち、川、海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成を図ります。</u> <u>その際、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）など、自然を活用した解決策（NbS:Nature-based Solutions）の考え方に根ざした自然環境が有する多様な機能の活用や SDGs の取組によって、地域の社会課題解決を図っていくことが重要です。</u> また、地域における<u>カーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生型の再生可能エネルギー導入促進や、バイオマ</u>	<u>イ 自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用</u> 本県が将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有していることを踏まえ、「<u>低炭素社会</u>」「<u>循環型社会</u>」「<u>自然共生社会</u>」の３つの社会の実現に向けて取り組みます。 そのため、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図ります。<u>その際、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を重視します。</u> 持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、<u>社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した取組を推進します。</u> また、地域における<u>バイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このよう</u>

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
な資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。 さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など都市から地方への人の流れの拡大を図る。 これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。 その際、国土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する国土利用を進める。	用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。 さらに、自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や、地方への移住や二地域居住など地域間の対流促進や関係人口を拡大することによって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化する。 これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持又は回復するための取組を効率的かつ効果的に進める。 これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカル SDGs 事業を次々と生み育て続けられる自立した地域をつくりつつ、自立した地域同士が支え合うネットワークを構築する「地域循環共生圏」の形成を促進していくことや、地域管理構想による最適な国土利用・管理の取組において、自然資本の保全・拡大にも配慮することにより、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることが重要である。	ス等の循環利用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。 さらに、自然公園などの自然資源や優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や、地方への移住や二地域居住など地域間の交流・対流促進や関係人口を拡大することによって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化します。 これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間、平泉や橋野鉄鉱山等の歴史的遺産や伝統文化など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環の維持等の取組を効率的かつ効果的に進めます。 さらに、本県には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえ、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカル SDGs 事業を生み育て続けられる自立した地域をつくり、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることが重要です。	な資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。 さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の交流・対流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など都市から地方への人の流れの拡大を図ります。 これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間、平泉や橋野鉄鉱山等の歴史的遺産や伝統文化など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環の維持等の取組を進めます。 さらに、本県には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進めます。
（エ） 複合的な施策の推進と国土の選択的な利用 このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、国土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。 国土の適切な管理は、国土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、国土の適切な管理を行っていくことが必要である。 また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択するよう努める。	（エ） 国土利用・管理DX 適正な国土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。とりわけ、国土の管理構想を具体化するに当たっては、粗放的な管理や最小限の管理を効率的・効果的に実施するための情報が必要となる。 そこで、国土の現状を正確に把握した上で、国民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、国土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより国土利用・管理の効率化・高度化を図る。 その際、粗放的な管理や最小限の管理など効率的・効果的な国土管理を実現するため、各主体が所有データを積極的に公開（オープンデータ化）することによって利活用を促進するとともに、行政、民間企業、大学等のデータ利活用者のニーズを反映したデータ連携の仕組みをデータプラットフォーム等を活用して整備していくことが重要である。	エ 県土利用・管理DX 【新規】 適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要あり、粗放的な管理や最小限の管理を効率的・効果的に実施するための情報が必要となります。 そこで、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図ります。 その際、粗放的な管理や最小限の管理など効率的・効果的な県土管理を実現するため、各主体が所有データを積極的に公開（オープンデータ化）することによって利活用を促進するとともに、行政、民間企業、大学等のデータ利活用者のニーズを反映したデータ連携の仕組みについて、プラットフォーム等を活用して整備していくことが重要です。	エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 このような取組を進めるに当たって、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要があります。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となります。 そのため、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要です。 また、適切な管理を続けることが困難な荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫が必要です。森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで、最適な県土利用を選択するよう努めます。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
（オ） 多様な主体による国土の国民的経営 これらの取組は、国等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。 特に、国土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、国土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な国土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。	（オ） 多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理 人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な国土利用・管理を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要である。 そこで、多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保を図るとともに、相続等により取得した土地を国庫に帰属させる取組のほか、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進する。 また、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わりの深化等を通じて、国民一人ひとりが国土に関心を持ち、その管理の一端を担う国民の参加による国土管理（国土の国民的経営）を進めていくことが引き続き重要である。	オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理 人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を進めるに当たっては、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要です。 そこで、多様な主体が連携した地域の課題解決や相続等により取得した土地を国庫に帰属させる取組のほか、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進します。 また、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わりの深化等を通じて、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県土利用・管理への多様な主体の参加を進めていくことが引き続き重要です。	オ 県土の有効利用に向けた多様な主体の参画 これらの取組は、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されます。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要です。 また、このような地域による取組を基本としつつ、公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画も重要です。 急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県土利用への多様な主体の参画を進めていくことが、一層、重要となります。
エ 国土形成計画との連携 国土形成計画法に基づく国土形成計画(全国計画)は、人口減少・高齢化、巨大災害の切迫、グローバル化の進展等の下でも、経済成長を続け、国民が安全で豊かさを実感でき、国際社会の中でも存在感を発揮できる国を目指すこととしている。 このため、国土の基本構想として、地域間におけるヒト、モノ、カネ、情報の活発な動きである「対流」を促進する「対流促進型国土」の形成を国土づくりの目標とし、重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」の形成や東京一極集中の是正、地域の特性に即した取組を進めていくこととしている。 このような国土の形成は、本計画により推進される「安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用」と相まってその効果を十分に発揮する。	ウ 国土形成計画との連携 国土形成計画法に基づく国土形成計画(全国計画)は、目指す国土の姿として、「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、人口減少下においても国土全体にわたって人々が生き生きと安心して暮らし続けることができるよう、地域の諸課題の克服に向けて、地域の資源を総動員して、地域の力を結集するとともに、各地方の地域力を国土全体でつなぎ合わせ、また、未来へとつなげる持続可能な国土を目指すこととしている。 また、その実現に向けた国土構造の基本構想として、前計画が掲げた「対流促進」や「コンパクト＋ネットワーク」をさらに深化・発展させ、「シームレスな拠点連結型国土」の構築により、国土の多様性（ダイバーシティ）、包摂性（インクルージョン）、持続性（サステナビリティ）、強靱性（レジリエンス）の向上を図ることとしている。 特に、人口減少、少子高齢化が加速する地方において、人々が生き生きと安心して暮らし続けていけるよう、生活に身近なコミュニティを基礎的な単位としつつ、それらを内包した地域の文化的・自然的一体性を踏まえ、より広域での日常的な生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」を形成し、地域課題の解決と地域の魅力向上を図ることが重要である。 このような国土の形成は、本計画により推進される持続可能で自然と共生した国土利用・管理と相まってその効果を十分に発揮する。	国土形成計画との連携については、全国計画において整理されるべきものであるため、県計画には記述しない。	
オ 今後の国土利用に当たっては、地方分権の進捗状況や国会等の移転の検討状況等を十分に踏まえる必要がある。			
カ 東日本大震災の被災地(原子力災害に起因する避難指示区域を含む)における土地利用については、被災地の復興・再	エ 東日本大震災の被災地の土地利用 東日本大震災の被災地(原子力災害に起因する避難指示区域を含む)における土地利用については、それぞれの地域で		

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
生の状況を踏まえ、検討を行う必要がある。	復興の進捗状況が様々であることから、 <u>地域</u> の復興・再生の進捗状況を踏まえ、検討を行う必要がある。		
（２） 地域類型別の国土利用の基本方向 国土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の国土利用の基本方向を以下のとおりとする。 なお、<u>地域類型別の国土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。</u>	（２） 地域類型別の国土利用の基本方向 国土の利用に当たっては、各土地利用を個別に捉えるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の国土利用の基本方向を以下のとおりとする。 なお、<u>都市、農山漁村、自然維持地域は互いに独立して存在するものではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要である。</u>	（２） 地域類型別の県土利用の基本方向 県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。 なお、<u>都市、農山漁村、自然維持地域は互いに独立して存在するものではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要です。</u>	（２） 地域類型別の県土利用の基本方向 県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。 なお、<u>相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や交流・対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。</u>
ア 都市 地方都市や大都市の郊外等においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。 <u>このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導していく。</u> その際、<u>低・未利用地や空き家等の有効利用</u>などにより土地利用の効率化を図る。特に、<u>空き家については、地方圏の都市のみならず、今後は大都市圏においても郊外を中心に大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要がある。</u> また、<u>地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。</u> 集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。<u>これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。</u> さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。	ア 都市 地方都市や大都市の郊外等においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会を捉えて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。 このため、<u>土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導するなど、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に無秩序に拡大してきた市街地も、集約する方向に誘導する。</u> その際、<u>所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理、除却を進め、周辺地域への悪影響を防ぐことが重要である。</u> 集約化する地域の外側においても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う<u>ことにより、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。</u> さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。	ア 都市 都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、この機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。 <u>このため、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を考慮した災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、郊外への拡大を抑制し、都市機能や居住を中心市街地へ適切に誘導します。</u> その際、<u>所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家については、今後大幅に増加する可能性が高いため、発生抑制、適切な管理、除却を進め、周辺地域への悪影響を防ぐことが重要です。</u> あわせて、郊外部や既存集落等においても、交通ネットワーク等の充実により、生活に必要な機能を享受することができるよう、地域の状況を踏まえた対応を行います。 これらの取組により、<u>地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現します。</u> また、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や交流・対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。	ア 都市 都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、この機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。 <u>このため、地域の状況等も踏まえつつ、郊外への拡大を抑制し、都市機能や居住を中心市街地へ適切に誘導することが重要です。</u> その際、<u>低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図ります。特に、空き家については、今後大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要があります。</u> あわせて、郊外部や既存集落等においても、交通ネットワーク等の充実により、生活に必要な機能を享受することができるよう、地域の状況を踏まえた対応を行います。 <u>地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や耐震化等による既存施設の安全性の向上に加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域への施設や居住等の誘導も重要です。</u> これらの取組により、<u>より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化や高齢化にも対応したまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現します。</u> また、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や交流・対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
新たな土地需要がある場合には、既存の<u>低・未利用地の再利用を優先</u>させる一方、<u>農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。</u> 一方、大都市等においては、国際競争力強化の観点から、大街区化等により必要な業務機能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、海外からも人や企業を呼び込む魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間、居住空間の確保、<u>魅力あるにぎわい空間の形成及び国内外との良好なアクセス交通の確保を図る。</u> 同時に、うるおいのある都市空間の形成や熱環境改善等の観点から緑地・水面等の自然環境を確保、改善する。 都市防災については、<u>大都市、地方都市を問わず、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等や、豪雨等に対して浸水対策等が不十分な地下空間が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・国土構造の形成を図る。【入替】</u> また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。 さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。	新たな土地需要がある場合には、既存の<u>低未利用土地の再利用を優先</u>し、<u>地域社会の持続可能性を高める地方創生の観点にそぐわない場合は、農地や森林等からの転換は抑制する。</u> 一方、大都市等においては、国際競争力強化の観点から、大街区化等により必要な業務機能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、海外からも人や企業を呼び込む魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間、居住空間の確保、<u>居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりや官民一体で取り組む空間づくりを推進する。</u> 都市防災については、<u>密集市街地や地下空間など地震や豪雨等に対して脆弱な場所が依然として存在することから、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・国土構造の形成を図る。</u> また、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。 都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、<u>水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を活用するほか、都市内の緑地等をOECMとして設定・管理することにより、保護地域とOECMによる生態系ネットワークの構築を通じた自然環境の保全・再生を図る。</u> さらに、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。 また、住宅と農地が混在する地域においては、両者が調和して良好な居住環境と営農環境の形成を進め、多様な役割を果たす都市農地の保全を図るなど、計画的かつ適切な土地利用を図る。	新たな土地需要がある場合には、既存の<u>低未利用土地の再利用を優先</u>し、<u>地域社会の持続可能性を高める観点にそぐわない場合は、農地や森林等からの転換は抑制します。</u> 都市防災については、<u>密集市街地や地下空間など地震や豪雨等に対して脆弱な場所が依然として存在することから、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造の形成を図ります。</u> また、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進めます。 都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、<u>水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を活用します。</u> さらに、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。 加えて、<u>住宅と農地が混在する地域においては、両者が調和して良好な居住環境と営農環境の形成を進め、多様な役割を果たす都市農地の保全を図るなど、計画的かつ適切な土地利用を図ります。</u> 農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有します。 生産と生活の場という観点からは、<u>農林水産物やバイオマス等の再生可能エネルギーなど多様な地域資源を観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて新たな付加価値等を創出する取組等を通じた雇用促進や所得向上を図ります。</u> 農業にあつては、<u>従事者の減少や高齢化が進行する中にあること、地域農林水産業の核となる経営体の育成が重要であることから、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の法人化や経営規模の拡大、スマート技術等による生産</u>	新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、<u>農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制します。</u> 都市防災については、<u>地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等について、安全性の向上の推進を図ります。また、諸機能の分散配置やオープンスペースの確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。【入替】</u> 健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。 加えて、<u>美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。</u> 農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有します。 生産と生活の場という観点からは、<u>地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図ります。</u> 農業にあつては、<u>農業経営の高度化や生産の効率化、生産基盤の整備等により経営体質の強化を進めるなど、高い所得を安定的に確保できる経営体を育成するとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産を拡大していくため、生産性・市</u>
イ 農山漁村 農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。 このため、農山漁村が国民共有の財産であるという認識の下、<u>地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。</u>	イ 農山漁村 農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など都市にとっても重要で様々な機能を有する。 このため、農山漁村が国民共有の財産であるという認識の下、<u>農林水産物やバイオマス等の再エネなど多様な地域資源を観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて新たな付加価値等を創出する取組等を通じた雇用促進や所得向上を図り、健全な地域社会を構築していく。</u>	イ 農山漁村 農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有します。 生産と生活の場という観点からは、<u>農林水産物やバイオマス等の再生可能エネルギーなど多様な地域資源を観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて新たな付加価値等を創出する取組等を通じた雇用促進や所得向上を図ります。</u> 農業にあつては、<u>従事者の減少や高齢化が進行する中にあること、地域農林水産業の核となる経営体の育成が重要であることから、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の法人化や経営規模の拡大、スマート技術等による生産</u>	イ 農山漁村 農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有します。 生産と生活の場という観点からは、<u>地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図ります。</u> 農業にあつては、<u>農業経営の高度化や生産の効率化、生産基盤の整備等により経営体質の強化を進めるなど、高い所得を安定的に確保できる経営体を育成するとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産を拡大していくため、生産性・市</u>

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
		<u>活動の効率化、就業環境の改善、農地の集積・集約化等による経営基盤の強化などに取り組みます。</u> <u>また、農林水産業の次代を担う新規就業者の確保・育成や多様な担い手の確保、意欲ある女性農林漁業者が活躍しやすい環境づくりに取り組みます。</u> <u>さらに、農山漁村の活性化に向け、地域の立地条件を生かした農林漁業の生産振興や農山漁村を支える人材の育成、生産者をはじめ若者・女性といった地域住民など、多様な主体の連携・協働による活力ある農山漁村づくり、多面的機能を有する農地や森林等を保全する地域共同活動を促進するとともに、地域の多彩な農林水産物や食文化等を積極的に活用した農山漁村ビジネスの振興や、グリーン・ツーリズム等による都市と農山漁村の交流人口の回復・拡大の取組を促進します。</u> 林業にあっては、地域の森林経営の中核を担う経営体を育成し、森林を適切に整備していくとともに、NPOや地域住民、企業など多様な主体による活動を支援するなど、社会全体が支える森林づくりを進めます。 さらに、地産地消や食育等の推進を通じて、消費者にも食料供給源としての農地・森林の重要性についての認識を深めてもらうとともに、地域コミュニティの維持・再生を図ることにより、農地・森林等の適切な利用と管理を促進します。 本県には、国の重要文化的景観にも選定されている一関本寺地区や胆沢扇状地の散居集落を始めとした特色ある農村景観が残されていることから、それら美しい農山漁村景観の維持・形成を図ります。あわせて、二次的自然としての農山漁村において、生物の生息空間を適切に確保・配置することにより生態系の維持・形成を図ります。 <u>また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め周辺地域と公共交通等のネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成や、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を進めることにより、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な国土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出する。</u>	<u>場性の高い産地づくりの推進や、高品質・安定生産のための高度な生産技術の開発・普及等により、消費者から信頼・支持される全国トップレベルのブランド産地の確立を図ります。</u> 林業にあっては、地域の森林経営を担う経営体を育成することなどにより、<u>管理の行き届かない森林を適切に整備していくとともに、NPOや地域住民、企業など多様な主体による森林整備を支援するなど、社会全体が支える森林づくりを進めます。</u> さらに、地産地消や食育等の推進を通じて、消費者にも食料供給源としての農地・森林の重要性についての認識を深めてもらうとともに、地域コミュニティの維持・再生を図ることにより、農地・森林等の適切な利用と管理を促進します。 本県には、国の重要文化的景観にも選定されている一関本寺地区や胆沢扇状地の散居集落を始めとした特色ある農村景観が残されていることから、それら美しい農山漁村景観の維持・形成を図ります。あわせて、二次的自然としての農山漁村において、生物の生息空間を適切に確保・配置することにより生態系の維持・形成を図ります。 <u>一方、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などでつなぐ「小さな拠点」の形成を進めることが有効と考えられます。【入替】</u> <u>その際、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、地域協働等による農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、集落の維持、良好な県土管理、美しい景観の保全・創出を図ります。</u>

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進する。 このような国土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。	その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、国土の管理構想に基づく取組や、農用地の保全等により農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進する。 都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、農山漁村と都市との機能分担や地方への移住や二地域居住などを含む共生・対流を促進し、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野を拡大させていくことに加えて、鳥獣の市街地等への出没対策や外来種による生態系等への被害防止なども含め、野生生物の重要な生息・生育環境としても機能している二次的自然環境を適切に維持管理していく。 また、鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらし耕作放棄や離農の要因となることから、デジタル技術を活用した鳥獣被害対策とジビエ利活用の取組の拡大を図る。	その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、農用地の保全等により農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進します。 都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、農山漁村と都市との機能分担や地方への移住や二地域居住などを含む共生・対流を促進し、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野を拡大させていくことに加えて、鳥獣の市街地等への出没対策や外来種による生態系等への被害防止なども含め、野生生物の重要な生息・生育環境としても機能している二次的自然環境を適切に維持管理していきます。 また、鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらし耕作放棄や離農の要因となることから、デジタル技術を活用した鳥獣被害対策などの取組の拡大を図ります。	同時に、里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理します。 また、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することで、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待されます。 これらの取組と並行して、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進します。
農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。	さらに、森林空間を健康・観光・教育など様々な分野で活用する森林サービス産業等の育成によって山村価値の創造を図ることが重要である。 さらに、里地里山や森林施業地、沿岸の干潟等において、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進するとともに、適切なものについてはOECMの設定・管理及び生態系ネットワークの形成を推進する。	さらに、森林空間を健康・観光・教育など様々な分野で活用する森林サービス産業等の育成によって山村価値の創造を図ることが重要です。 さらに、里地里山や森林施業地、沿岸の干潟等において、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進するとともに、生態系ネットワークの形成を推進します。	農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。
ウ 自然維持地域 高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。	ウ 自然維持地域 高い価値を有する原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境の適切な保全・再生を図るとともに、外来種や鳥獣による生態系への被害の防止や自然環境データの整備等の対策を総合的に進める。	ウ 自然維持地域 高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地においては、原則として土地の改変を避け、適切な保全・再生を図るとともに、外来種や鳥獣による生態系への被害の防止や、必要かつ効果的な環境保全措置がとれるよう自然環境データの整備等の対策を総合的に進めます。	ウ 自然維持地域 本県には、高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地があり、それらが都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的役割を果たすことも踏まえ、その改変は原則として避け、保全に万全を期するとともに、その適切な配置や連続性の確保を図ります。 また、必要かつ効果的な環境保全措置がとれるよう自然環境データの整備等を総合的に図るとともに、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全します。
その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。	とりわけ、30by30 目標の達成に向けて、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上、OECM の設定・管理により広域的な生態系のネットワーク化を促進する。 都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、グリーンインフラやEco-DRR など自然環境の有する多様な機能の活用により複合的な地域課題の解決を図るほか、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての適切な利用、国立公園の魅力向上などによる保護と利用の好循環を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。	とりわけ、ネイチャーポジティブの実現に向けて、必要な支援体制の構築をするとともに、広く情報発信し、民間等の自主的な取組を促進します。	その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めます。
		また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。	また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
（3） 利用区分別の国土利用の基本方向 利用区分別の国土利用の基本方向は以下のとおりとする。 なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。	（3） 利用区分別の国土利用の基本方向 利用区分別の国土利用の基本方向は以下のとおりとする。 なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の<u>有機的な関連性</u>に十分留意し、<u>地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理</u>が実現できるよう調整を図ることが必要である。	<u>（5） 利用区分別の県土利用の基本方向</u> 利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。 なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、「<u>地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理</u>」、「<u>土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理</u>」、「<u>健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理</u>」といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要があります。	<u>（3） 利用区分別の県土利用の基本方向</u> 利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。 なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、「<u>県民の暮らしを支える県土利用</u>」、「<u>自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用</u>」、「<u>安全・安心を実現する県土利用</u>」といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要があります。
ア 農地 農地は国民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。 また、不断の良好な管理を通じて国土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。 その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。 中山間地域などの条件不利地域では、<u>地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。</u> 市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。	ア 農地 農地は<u>宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にあるが</u>、国民生活を支える食料等の生産基盤であることから、<u>耕地利用率や農地の集積率等の向上により更なる食料の安全保障の強化を図りつつ</u>、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保する。 また、良好な管理を継続することにより、<u>国土保全や生物多様性保全等の農業・農村の有する多面的機能の適切な維持・発揮</u>を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。 その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や<u>水田の畑地化・汎用化等の基盤整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化</u>を推進するとともに、担い手の負担軽減のため<u>水路等の保全管理</u>といった地域の共同活動を支援する。 また、<u>農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保する。</u> 中山間地域等の条件不利地域における<u>荒廃農地の発生防止など、農地の確保と適正利用の強化</u>を図るとともに、<u>荒廃農地発生等の要因となる鳥獣による農作物被害への対策を進める。</u> また、<u>農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支え合い、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を図る。</u> 市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。 さらに、<u>デジタルや新技術活用の観点からは、スマート農業の加速化による生産性の向上を図るとともに、食料・農業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現し、持続可能な食料システムを構築する。</u> 農地への再エネの導入に当たっては、<u>食料安全保障の観点からも、国内の農業生産の基盤である優良農地の確保や農村地域の活力の向上に特に配慮する。</u>	ア 農地 農地は<u>宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にあります</u>が、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、荒廃農地の解消等を図ります。 また、良好な管理を継続することにより、<u>県土の保全や生物多様性保全等の農業・農村の有する多面的機能の適切な維持・発揮</u>を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。 その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や<u>水田の畑地化・汎用化等の基盤整備</u>や農地中間管理機構等を<u>活用した農地の集積・集約</u>を推進するとともに、農地等の<u>保全管理などの地域の共同活動</u>を支援します。 また、<u>農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保します。</u> 中山間地域などの条件不利地域における<u>荒廃農地の発生防止など、農地の確保と適正利用の強化</u>を図るとともに、<u>荒廃農地発生等の要因となる鳥獣による農作物被害への対策を進めます。</u> また、<u>農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支え合い、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築</u>を図ります。 さらに、<u>デジタルや新技術活用の観点からは、スマート農業の加速化による生産性の向上を図ります。</u> 農地への再生可能エネルギーの導入に当たっては、<u>国内の農業生産の基盤である優良農地の確保や農村地域の活力の向上に特に配慮します。</u>	ア 農地 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、荒廃農地の解消等を図ります。 また、<u>不断の良好な管理を通じて</u>県土の保全や<u>自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮</u>を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。 その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による<u>農地の集積・集約</u>を推進するとともに、農地等の管理を<u>地域コミュニティで支える活動</u>を支援します。 中山間地域などの条件不利地域では、<u>地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の交流・対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方も課題です。</u> 都市における農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図ります。
イ 森林 森林については、<u>温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等</u>を踏まえ、国土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。	イ 森林 森林については、<u>2050 年カーボンニュートラルや生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等</u>を踏まえ、国土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止、木材生産、生物多様性の保全等の多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。	イ 森林 森林については、<u>2050 年カーボンニュートラルや生物多様性の保全への対応、木材の需給動向を踏まえ、県土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止、木材生産、生物多様性の保全等の多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を推進します。</u>	イ 森林 森林については、「<u>県土水源保全森林</u>」、「<u>生態系保全森林</u>」、「<u>生活環境保全森林</u>」、「<u>資源循環利用森林</u>」の本県独自の4区分により、<u>森林の有する多面的な機能を将来にわたり高度に発揮させるため、発揮を期待する機能に応じた施策を実施し、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。特に、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能や防災・減災機能に対す</u>

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、<u>所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図る</u>とともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。 また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、<u>国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。</u> 都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な国民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。 さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等<u>自然環境の保全を図るべき森林</u>については、その適正な維持・管理を図る。	その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、<u>森林経営管理制度等に基づき、森林の経営管理の集積・集約化を進める</u>とともに、急な傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。 また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会を捉え、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、<u>森林資源の循環利用の確立を図ることとし、主伐後の再造林を推進するとともに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図る。</u> さらに、都市等において新たな木材需要（非住宅・中高層建築物、木質バイオマス、改質リグニン等の新素材としての活用など）を創出することなどにより国産材の利用を促進する。 その際、多様な主体の連携によって、地域一体の林業活動において、<u>デジタル技術をフル活用する拠点の創出を通じて林業の生産性向上等</u>を図る。 都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な国民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。 特に、<u>カーボンニュートラルの実現に向けた都市部の CO₂ 排出削減等に貢献していくため、森林資源の循環利用を進めるとともに、森林経営への資金循環が期待される森林由来 J-クレジットを活用したカーボン・オフセットの推進を図る。</u> さらに、原生的な森林<u>生態系</u>や希少な野生生物が生息・生育する森林等については、その適正な保全を図る。 なお、<u>近年増加している太陽光発電設備の設置に係る開発については、許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能を確保する。</u>	その際、<u>森林経営計画や森林経営管理制度等に基づき、森林の経営・管理の集約化を進めるとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。</u>さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進します。 また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、<u>将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう森林資源の循環利用の確立を図ることとし、主伐後の再造林を推進するとともに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図ります。</u> 都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化等に配慮しつつ、適正な利用を図ります。 特に、<u>カーボンニュートラルの実現に向けた都市部の CO₂ 排出削減等に貢献していくため、住宅や民間商業施設等における県産木材の利用を促進するとともに、森林由来 J-クレジットを活用したカーボン・オフセットの推進を図ります。</u> さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等については、その適正な維持・管理を図ります。 また、本県の豊かな自然や恵まれた自然条件を生かした再生可能エネルギーの導入に当たっては、自然と共生した調和のとれた土地利用を図ります。 <u>特に、近年増加している太陽光発電設備の設置に係る開発については、許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能を確保します。</u>	<u>る期待が高まってきていることから、森林の利用と保全を両立させた森林経営への取組を推進します。</u> その際、<u>森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者等が適切な森林の整備及び保全を図る</u>とともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進します。 また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、<u>国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進します。</u> 都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化等に配慮しつつ、適正な利用を図ります。 さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等<u>自然環境の保全を図るべき森林</u>については、その適正な維持・管理を図ります。 また、本県の豊かな自然や恵まれた自然条件を生かした再生可能エネルギーの導入に当たっては、自然と共生した調和のとれた土地利用を図ります。
ウ 原野等 原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。	ウ 原野等 原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。	ウ 原野等 湿原、草原など野生生物の生息・生育地等として貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図ります。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。	ウ 原野等 湿原、草原など野生生物の生息・生育地等として貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図ります。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。
エ 水面・河川・水路 水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、<u>農業用排水施設</u>の整備等	エ 水面・河川・水路 水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、<u>農業水利施設</u>の整備等に要	エ 水面・河川・水路 地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、<u>農業水利施設</u>の整備等に要する用地の確保を図るととも	エ 水面・河川・水路 地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、<u>農業用排水施設</u>の整備等に要する用地の確保を図ると

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。 また、<u>水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。</u>	する用地の確保を図るとともに、<u>予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。</u> また、<u>自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラやEco-DRRの取組を推進するため、河川の整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復を図る。さらに、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図る。また、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。</u>	に、<u>予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。</u> また、<u>自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラやEco-DRRの取組を推進するため、河川の整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を図ります。さらに、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図ります。また、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図ります。</u>	ともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。 また、<u>水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮します。あわせて、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図ります。</u>
オ 道路 道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、国土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図る。 また、整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。 農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、<u>施設の適切な維持管理・更新</u>を通じて既存用地の持続的な利用を図る。 農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。	オ 道路 道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、国土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。<u>また、予防保全によるメンテナンスへの早期移行を目指すとともに、施設の適切な維持管理・更新等を通じた既存用地の持続的な利用を図る。</u> 整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、<u>希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。</u> 農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、<u>老朽化した施設の再編・強靱化等の取組</u>を通じて既存用地の持続的な利用を図る。 農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。	オ 道路 一般道路については、地域間の交流・対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保するため、内陸部と沿岸部とを結ぶ道路の整備等を進め、そのために必要な用地の確保を図ります。また、<u>予防保全型維持管理を推進し、老朽化対策の加速化を図るなど施設の適切な維持管理・更新</u>を通じて、既存用地の有効利用を図ります。 整備に当たっては、<u>希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど自然環境の保全に十分配慮したうえで、道路の安全性、快適性や防災機能の向上を図ることとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。</u> 農道及び林道についても、自然環境の保全に十分配慮したうえで、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地を確保するとともに、<u>老朽化した施設の再編・強靱化等の取組</u>を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。	オ 道路 一般道路については、地域間の交流・対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保するため、内陸部と沿岸部とを結ぶ道路の整備等を進め、そのために必要な用地の確保を図ります。また、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図ります。 整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮したうえで、道路の安全性、快適性や防災機能の向上を図ることとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。 農道及び林道についても、自然環境の保全に十分配慮したうえで、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地を確保するとともに、<u>施設の適切な維持管理・更新</u>を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。
カ 住宅地 住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。 その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導し<u>たり</u>、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。 住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、<u>低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等</u>からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。	カ 住宅地 住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。 その際、地域の状況を踏まえつつ、年の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。 住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、<u>低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等</u>からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。 <u>また、太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大に当たっては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。</u>	カ 住宅地 住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図ります。 その際、地域の状況を踏まえつつ、日常生活サービスが充足される中心市街地に居住を誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限します。 住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、<u>低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等</u>からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保します。 <u>また、太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。</u>	カ 住宅地 住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図ります。 その際、地域の状況を踏まえつつ、日常生活サービスが充足される中心市街地に居住を誘導し<u>たり</u>、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限します。 住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、<u>低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等</u>からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保します。
キ 工業用地 工業用地については、グローバル化や情報化の進展等にと	キ 工業用地 工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴	キ 工業用地 ものづくり基盤産業の高度化、自動車関連産業・半導体関	キ 工業用地 ものづくり基盤産業の高度化、自動車関連産業・半導体関

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
もなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。 また、工場移転や業種転換等にもなって生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。	う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、<u>国内における企業立地促進の方針等を踏まえた</u>必要な用地の確保を図る。 また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープ等が希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。	連産業等の集積及び地場産業の振興を図るため、環境の保全等に配慮しつつ、<u>県内における企業立地促進の方針等を踏まえた</u>必要な用地の確保を図ります。 また、工場移転や業種転換等にもなって生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みも重要です。	連産業等の集積及び地場産業の振興を図るため、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。 また、工場移転や業種転換等にもなって生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みも重要です。
ク その他の宅地 その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。 また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。 公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。	ク その他の宅地 その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。 また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、<u>郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ</u>、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。 公共施設については、建て替えなどの機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。 <u>なお、公共施設への太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大を図る際には、地域との共生に配慮しつつ、新築における太陽光発電設備を最大限設置する。</u>	ク その他の宅地 事務所・店舗用地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化等に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地を確保します。 また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や中心市街地に与える影響、地域の景観との調和等を踏まえ、<u>郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ</u>、地域の判断を反映した適正な場所への立地を確保します。 公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、<u>災害リスクに十分配慮し</u>、中心部等への立地を促進し、災害時の機能を確保できるようにします。その際、市街地においてこれまで蓄積されてきた、居住・商業・工業機能などの既存ストックの有効活用や中心市街地の空洞化の抑制等の観点から、空き家・空店舗の再生利用や中心市街地への立地を誘導するなど、計画的な整備を行います。 <u>なお、公共施設を新築する際は、地域との共生に配慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置し、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。</u>	ク その他の宅地 事務所・店舗用地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化等に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地を確保します。 また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や中心市街地に与える影響、地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な場所への立地を確保します。 公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、中心部等で、<u>かつ、災害リスクの低い場所</u>への立地を促進し、災害時の機能を確保できるようにします。その際、市街地においてこれまで蓄積されてきた、居住・商業・工業機能などの既存ストックの有効活用や中心市街地の空洞化の抑制等の観点から、空き家・空店舗の再生利用や中心市街地への立地を誘導するなど、計画的な整備を行います。
ケ その他（公用・公共用施設の用地） 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、国民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。 また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の<u>再生利用</u>や<u>街</u>なか立地に配慮する。 <u>コ その他（低・未利用地）</u> <u>低・未利用地</u>のうち、工場跡地など、都市の<u>低・未利用地</u>は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。	ケ その他（公用・公共用施設の用地、<u>低未利用土地</u>等） 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、<u>太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大を図る際には、国民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、地域との共生や環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。</u> また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗等の<u>活用</u>や<u>まち</u>なか立地に配慮する。 <u>低未利用土地</u>のうち、工場跡地など、都市の<u>低未利用土地</u>は、居住用地や事業用地等として<u>適切に</u>再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。	ケ その他（公用・公共用施設の用地、<u>低未利用土地</u>等） 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、<u>太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギーの導入拡大を図る際には、</u>県民の生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。 また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の<u>活用</u>や中心市街地への立地に配慮します。 工場跡地など、都市の<u>低未利用土地</u>は、居住用地や事業用地等として<u>適切に</u>再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。	ケ その他（公用・公共用施設） 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民の生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。 また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の<u>再生利用</u>や中心市街地への立地に配慮します。 <u>コ その他（低・未利用地）</u> 工場跡地など、都市の<u>低・未利用地</u>は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。 再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進する。 また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。	荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。 一方で、様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の再生など、農地以外への転換を推進する。 また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。	荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図ります。 一方で、様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の再生など、農地以外への転換を推進します。 また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。 さらに、被災した土地について、適切に土地利用転換を行うなど、土地の有効利用を図ることが重要です。	農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図ります。 再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進します。 また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。 さらに、被災した土地について、適切に土地利用転換を行うなど、土地の有効利用を図ることが重要です。
<u>サ その他（沿岸域）</u> 沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。 この場合、環境の保全と国民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。 また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟、サンゴ礁などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。 併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、国土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。	<u>コ 沿岸域</u> 沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。 この場合、環境の保全と国民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。 また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO₂吸収源としても期待される藻場等のブルーカーボン生態系など、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生・創出する。 あわせて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、国土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。	<u>コ 沿岸域</u> 本県では、沿岸地域をはじめとして、東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた取組が途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりの観点からも、その取組を推進していきます。 その際、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図ります。 また、環境の保全と国民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮します。 また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、CO₂吸収源としても期待される藻場等のブルーカーボン生態系など、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生・創出します。 あわせて、漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進めます。	<u>サ その他（沿岸域）</u> 本県では、沿岸地域をはじめとして、東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた取組が途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりの観点からも、その取組を推進していきます。 その際、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図ります。 また、環境の保全と国民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮します。 また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生します。 併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進めます。
2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 （1） 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ア 計画の基準年次は平成 24 年とし、目標年次は、平成 37 年とする。 イ 国土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成 37 年において、それぞれおよそ 1 億 2, 070 万人、およそ 5, 200 万世帯と想定する。	2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 （1） 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ア 計画の基準年次は令和 2 年とし、目標年次は、令和 15 年とする。 イ 国土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、令和 15 年において、それぞれおよそ 1 億 1, 800 万人、およそ 5, 300 万世帯と想定する。	<u>2</u> 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 （1） <u>県土土の利用目的に応じた</u>区分ごとの規模の目標 ア 計画の基準年次は<u>令和 5 年</u>とし、目標年次は<u>令和 17 年</u>とします。	<u>3</u> 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 （1） 区分ごとの規模の目標 ア 計画の基準年次は<u>平成 25 年</u>とし、目標年次は<u>平成 37 年</u>とします。

第五次全国計画					第六次全国計画					第六次県計画（素案）					第五次県計画【現行計画】				
ウ 国土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とする。					ウ 国土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とする。					イ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。					イ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。				
エ 国土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。					エ 国土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。					ウ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとしします。					ウ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとしします。				
オ 国土の利用の基本構想に基づく <u>平成 37 年</u> の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。					オ 国土の利用の基本構想に基づく <u>令和 15 年</u> の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。					エ 県土の利用の基本構想に基づく <u>令和 17 年</u> の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。					エ 県土の利用の基本構想に基づく <u>平成 37 年</u> の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。				
【表 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標】 (単位：万 ha，%)					【表 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標】 (単位：万 ha，%)					県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (単位：km ² ，%)					【 <u>表</u> 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標】 (単位：km ² ，%)				
利用区分	<u>平成 24 年</u>	<u>平成 37 年</u>	構成比		利用区分	<u>令和 2 年</u>	<u>令和 5 年</u>	構成比		利用区分	<u>令和 5 年</u>	<u>令和 17 年</u>	構成比		利用区分	<u>平成 25 年</u>	<u>平成 37 年</u>	構成比	
			<u>24 年</u>	<u>37 年</u>				<u>2 年</u>	<u>5 年</u>				<u>5 年</u>	<u>17 年</u>			<u>25 年</u>	<u>37 年</u>	
農地	<u>455</u>	<u>440</u>	<u>12.0</u>	<u>11.6</u>	農地	<u>437</u>	<u>414</u>	<u>11.6</u>	<u>11.0</u>	農地	<u>1,471</u>	<u>1,423</u>	<u>9.6</u>	<u>9.3</u>	農地	<u>1,520</u>	<u>1,506</u>	<u>9.9</u>	<u>9.9</u>
森林	<u>2,506</u>	2,510	<u>66.3</u>	<u>66.4</u>	森林	<u>2,503</u>	2,510	<u>66.2</u>	<u>66.4</u>	森林	<u>11,727</u>	<u>11,727</u>	76.7	76.7	森林	<u>11,722</u>	<u>11,718</u>	76.7	76.7
原野等	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>0.9</u>	<u>0.9</u>	原野等	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>0.8</u>	<u>0.8</u>	原野等	<u>90</u>	<u>90</u>	<u>0.6</u>	<u>0.6</u>	原野等	<u>84</u>	<u>84</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>
水面・河川・水路	<u>134</u>	135	<u>3.5</u>	<u>3.6</u>	水面・河川・水路	<u>135</u>	135	3.6	<u>3.6</u>	水面・河川・水路	<u>333</u>	<u>333</u>	<u>2.2</u>	<u>2.2</u>	水面・河川・水路	<u>344</u>	<u>347</u>	<u>2.3</u>	<u>2.3</u>
道路	<u>137</u>	<u>142</u>	<u>3.6</u>	<u>3.8</u>	道路	<u>142</u>	<u>147</u>	<u>3.7</u>	<u>3.9</u>	道路	<u>470</u>	<u>482</u>	<u>3.1</u>	<u>3.2</u>	道路	<u>452</u>	<u>476</u>	<u>3.0</u>	<u>3.1</u>
宅地	<u>190</u>	<u>190</u>	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>	宅地	<u>197</u>	<u>198</u>	<u>5.2</u>	<u>5.2</u>	宅地	<u>365</u>	<u>381</u>	<u>2.4</u>	<u>2.5</u>	宅地	<u>354</u>	<u>360</u>	<u>2.3</u>	<u>2.4</u>
住宅地	<u>116</u>	<u>116</u>	<u>3.1</u>	<u>3.1</u>	住宅地	<u>120</u>	<u>119</u>	<u>3.2</u>	<u>3.2</u>	住宅地	<u>234</u>	<u>238</u>	<u>1.6</u>	1.6	住宅地	<u>236</u>	<u>237</u>	<u>1.5</u>	1.6
工業用地	<u>15</u>	<u>15</u>	0.4	<u>0.4</u>	工業用地	<u>16</u>	<u>17</u>	0.4	<u>0.5</u>	工業用地	<u>21</u>	<u>22</u>	0.1	0.1	工業用地	<u>19</u>	<u>21</u>	0.1	0.1
その他宅地	<u>59</u>	<u>59</u>	1.6	1.6	その他宅地	<u>61</u>	<u>61</u>	1.6	1.6	その他宅地	<u>110</u>	<u>121</u>	<u>0.7</u>	<u>0.8</u>	その他宅地	<u>99</u>	<u>102</u>	<u>0.6</u>	<u>0.7</u>
その他	<u>324</u>	<u>329</u>	<u>8.6</u>	<u>8.7</u>	その他	<u>334</u>	<u>344</u>	<u>8.8</u>	<u>9.1</u>	その他	<u>819</u>	<u>839</u>	<u>5.4</u>	<u>5.5</u>	その他	<u>803</u>	<u>788</u>	<u>5.3</u>	<u>5.1</u>
合計	3,780	3,780	100.0	100.0	合計	3,780	3,780	100.0	100.0	合計	<u>15,275</u>	<u>15,275</u>	100.0	100.0	合計	<u>15,279</u>	<u>15,279</u>	100.0	100.0
(参考) <u>人口集中地区</u> (市街地)	<u>127</u>	<u>121</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>						人口集中地区（市街地）については、全国計画にない目標値を設定しない。					(参考) <u>人口集中地区</u> (市街地)	<u>84</u>	<u>84</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>
(2) 地域別の概要					(2) 地域別の概要					(2) 地域別の概要					(2) 地域別の概要				
ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの国土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、国土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。					ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然等の国土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、国土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。					地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処するものとしします。					地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処するものとしします。				
イ 地域の区分は、三大都市圏（埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫及び奈良の 11 都府県をいう。）及び地方圏（三大都市圏以外の 36 道県をいう。）とする。					イ 地域の区分は、三大都市圏（埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫及び奈良の 11 都府県をいう。）及び地方圏（三大都市圏以外の 36 道県をいう。）とする。					また、東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害から地域住民を守るため、砂防・急傾斜地崩壊対策、治山対策、津波対策等の防災施設等の計画的な整備を図ります。					また、東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害から地域住民を守るため、砂防・急傾斜地崩壊対策、治山対策、津波 <u>緊急対策等の防災施設及び復興道路</u> 等の計画的な整備を図ります。				
ウ 計画の目標年次、基準年次、国土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、（1）に準ずるものとする。 <u>平成 37 年</u> における三大都市圏の人口はおよそ <u>6,400 万人</u> 程度、地方圏の人口はおよそ <u>5,700 万人</u> 程度を前提とする。					ウ 計画の目標年次、基準年次、国土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、（1）に準ずるものとする。 <u>令和 15 年</u> における三大都市圏の人口はおよそ <u>6,300 万人</u> 程度、地方圏の人口はおよそ <u>5,400 万人</u> 程度を前提とする。					地域との区分は、産業の類似性等に着目して、別表に掲げる「県央地域」「県南地域」「沿岸地域」「県北地域」の 4 地域とし、明確な顔を持った地域として、それぞれの地域の競争力・自立性を高め、地域の経済基盤の確立に向けた取組を進めていきます。					地域の区分は、産業の類似性等に着目して、別表に掲げる「県央地域」「県南地域」「沿岸地域」「県北地域」の 4 地域とし、明確な顔を持った地域として、それぞれの地域の競争力・自立性を高め、地域の経済基盤の確立に向けた取組を進めていきます。				
エ <u>平成 37 年</u> における国土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。					エ <u>令和 15 年</u> における国土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。					その際、地域住民、NPO、市町村などの参画のもと、地域力を結集して取り組んでいきます。また、各地域間の交流・対流による相乗効果にも留意するとともに、効果が他の地域にも波及するよう努めます。					その際、地域住民、NPO、市町村などの参画のもと、地域力を結集して取り組んでいきます。また、各地域間の交流・対流による相乗効果にも留意するとともに、効果が他の地域にも波及するよう努めます。				
(ア) 農地については、効率的な利用と生産性の向上に努めることにより、国内の農業生産力の維持強化を図るこ					(ア) 農地については、効率的な利用と生産性の向上に努めることにより、国内の農業生産力の維持強化を図るこ														

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
とし、三大都市圏においては <u>56 万 ha</u>、地方圏においては <u>384 万 ha</u> 程度となる。 (イ) 森林については、適切な整備及び保全を図ることとし、三大都市圏においては <u>316 万 ha</u>、地方圏においては <u>2,194 万 ha</u> 程度となる。 (ウ) 原野等については、地方圏において <u>33 万 ha</u> 程度となる。 (エ) 水面・河川・水路については、三大都市圏において 19 万 ha、地方圏において 116 万 ha 程度となる。 (オ) 道路については、三大都市圏において <u>29 万 ha</u>、地方圏において <u>113 万 ha</u> 程度となる。 (カ) 宅地のうち、住宅地は、我が国の世帯数の伸びが計画期間中に減少に転じること、中古住宅や空き家の利活用が進むことを想定し、三大都市圏において <u>40 万 ha</u>、地方圏において <u>76 万 ha</u> 程度となる。 工業用地については、三大都市圏において <u>5 万 ha</u>、地方圏において <u>10 万 ha</u> 程度となる。 その他の宅地については、三大都市圏において 18 万 ha、地方圏において <u>41 万 ha</u> 程度となる。 (キ) その他については、三大都市圏において 56 万 ha、地方圏において <u>273 万 ha</u> 程度となる。 <u>(ク) 人口集中地区（市街地）の面積については、人口減少となるものの人口密度は一定程度保たれると想定することから、三大都市圏において 64 万 ha、地方圏において 57 万 ha 程度となる。</u> (ケ) 上記利用区分別の規模の目標については、ウで前提とした両圏別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。	とし、三大都市圏においては <u>52 万 ha 程度</u>、地方圏においては <u>362 万 ha</u> 程度となる。 (イ) 森林については、適切な整備及び保全を図ることとし、三大都市圏においては <u>314 万 ha 程度</u>、地方圏においては <u>2,196 万 ha</u> 程度となる。 (ウ) 原野等については、地方圏において <u>30 万 ha</u> 程度となる。 (エ) 水面・河川・水路については、三大都市圏において 19 万 ha <u>程度</u>、地方圏において 116 万 ha 程度となる。 (オ) 道路については、三大都市圏において <u>30 万 ha 程度</u>、地方圏において <u>117 万 ha</u> 程度となる。 (カ) 宅地のうち、住宅地は、我が国の世帯数の伸びが計画期間中に減少に転じることなどを想定し、三大都市圏において <u>41 万 ha 程度</u>、地方圏において <u>79 万 ha 程度</u> となる。<u>これを踏まえつつ、都市機能や居住の集約化や既存住宅流通の活性化、空き家の利活用等の施策展開等に引き続き取り組む。</u> 工業用地については、三大都市圏において <u>6 万 ha 程度</u>、地方圏において <u>11 万 ha</u> 程度となる。 その他の宅地については、三大都市圏において 18 万 ha <u>程度</u>、地方圏において <u>43 万 ha</u> 程度となる。 (キ) その他については、三大都市圏において 56 万 ha <u>程度</u>、地方圏において <u>288 万 ha</u> 程度となる。 <u>(ク) 上記利用区分別の規模の目標については、ウで前提とした両圏別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。</u>	ア 県央地域 県都盛岡市を中心に高次の都市機能・学術研究機能が集積しており、本県はもとより北東北 3 県の産業・経済活動の拠点としての役割を担っています。 そのため、学術研究機能の集積を生かした I T 産業、ものづくり産業の創出のため、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。 農業にあつては、<u>経営規模の拡大、労働生産性の向上及び農畜産物の高付加価値化等により所得の向上を図るとともに、働きやすい環境づくりを推進し、若者の就農機会の拡大や女性の積極的な経営参画を促進します。</u> <u>また、省力・高品質生産を実現するスマート農業やデータ駆動型農業、経営改善につながる国際水準 G A P の実施を推進するとともに、生産基盤の維持・保全、スマート農業に対応可能なほ場整備を計画的に推進することにより、持続可能な農業生産活動を推進し、安全安心で競争力のある産地づくりを進めることにより、農地の適切な利用と確保を図ります。</u> 林業にあつては、県内最大の木材消費地でもあることから、地域材の利用拡大や計画的な「森林の若返り」に向けて、低コスト造林の促進、林内路網の整備、担い手の育成、地域ブランド材の活用などにより、<u>森林資源の循環利用と健全な森林の維持・保全を促進します。</u> 高次都市機能の充実やユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりを推進するとともに、汚水処理施設等の整備により、快適な都市環境、生活環境の形成を図ります。 また、十和田八幡平国立公園などの豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。 イ 県南地域 本県で最も工業集積が進んでいるとともに県内有数の農業地帯となっています。また、平泉の文化遺産などの観光資源にも恵まれています。 本地域では、本県最大の工業集積を世界的視野で進めるため、需要に応じて自動車・半導体関連産業等の産業立地基盤の整備を促進します。あわせて、産業振興を支援するため、内陸の工業団地と港湾を結ぶ道路等の整備を推進します。 農業にあつては、<u>企業的経営体を中心となった効率的な生産やブランド力強化の取組の促進により、収益性の高い産地形成を進めるとともに、農村への多様なニーズに対応しながら、活力ある地域づくりを進めることにより、農地の適切な利用と確保を図ります。</u> 林業にあつては、<u>中核的な林業経営体の育成や路網の整備などを通じて、生産性の高い素材生産を促進するとともに、森林病害虫等の対策を講じながら、計画的な造林など適切な森林施業を実施することにより、森林資源の循環利用と健全な森林の維持・保全を促進します。</u>	ア 県央地域 県都盛岡市を中心に高次の都市機能・学術研究機能が集積しており、本県はもとより北東北 3 県の産業・経済活動の拠点としての役割を担っています。 そのため、学術研究機能の集積を生かした I T 産業、ものづくり産業の創出のため、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。 農業にあつては、<u>農業経営体の事業拡大等により収益力を向上させるとともに、産地や組織の担い手の確保や生産基盤の整備、維持及び保全の計画的な推進、平野部から山間地帯までの多様な立地条件を生かした園芸・畜産等の地域ブランドの確立を促進することにより、農地の適切な利用と確保を図ります。</u> 林業にあつては、県内最大の木材消費地でもあることから、地域材の利用拡大や計画的な「森林の若返り」に向けて、低コスト造林の促進、林内路網の整備、担い手の育成、地域ブランド材の活用などにより、健全な森林の維持・保全を促進します。 高次都市機能の充実やユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりを推進するとともに、汚水処理施設等の整備により、快適な都市環境、生活環境の形成を図ります。 また、十和田八幡平国立公園などの豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。 イ 県南地域 本県で最も工業集積が進んでいるとともに県内有数の農業地帯となっています。また、平泉の文化遺産などの観光資源にも恵まれています。 本地域では、本県最大の工業集積を世界的視野で進めるため、需要に応じて自動車・半導体関連産業等の産業立地基盤の整備を促進します。あわせて、産業振興を支援するため、内陸の工業団地と港湾を結ぶ道路等の整備を推進します。 農業にあつては、<u>本県農業の中核的地域であることから、農地中間管理機構等の活用による農地の利用集積などにより、効率的・安定的な農業経営体の育成を図るとともに、良食味米の低コスト生産の推進、園芸・畜産の産地拡大及び生産性向上、県オリジナル水稻新品種や和牛等のブランドの評価向上、地域協働による農地等の生産基盤の保全管理等を促進することにより、農地の適切な利用と確保を図ります。</u> 林業にあつては、<u>地域けん引型林業経営体の育成や路網の整備などを通じて、生産性の高い素材生産を促進するとともに、森林病害虫等の対策を講じながら、計画的な造林など適切な森林施業を実施することにより、健全な森林の維持・保全を促進します。</u>

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
		また、平泉の文化遺産や栗駒国立公園、早池峰国立公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境については、適正に保全します。 ウ 沿岸地域 東日本大震災津波からの復興に取り組む沿岸地域には、わが国を代表する海岸美を誇る三陸復興国立公園をはじめとした、豊かな自然環境や漁業資源に恵まれています。また、近年、電子部品製造関連産業の立地集積が進んでいます。一方、地域の約9割が森林であり、団地を形成する広がりのある農地が限られているため、農業依存度が相対的に低くなっています。また、生産条件が不利な農地が多く、担い手農家への農地の利用集積が進んでいないことなどから農地の減少が大きくなっています。 そのため、農業にあつては、<u>地域農業をけん引する経営体や再生農地における営農組織の育成、新規就農者の確保などに取り組めます。</u> <u>また、食料安全保障に対する意識の高まりや資材・飼料等の価格高騰による経営への影響を踏まえ、園芸産地の振興や高品質な畜産物の安定生産・供給に向けた取組を進めるとともに、鳥獣被害防止対策を強化し、地域特性を生かした農畜産物の産地力の向上を推進することにより、農地の適切な利用と確保を図ります。</u> 林業にあつては、県内屈指の大型木材加工工場が立地していることから、<u>中核的な林業経営体の育成や、素材生産者・加工業者・工務店等の連携による木材安定供給体制の整備を図るとともに、乾しいたけ・林間ワサビなどの地域ブランド化を通じた林業の振興により、森林資源の循環利用と健全な森林の維持・保全を促進します。</u> 工業にあつては、精密機械関連産業のさらなる集積を進めるとともに、港湾活用型産業や自動車関連産業の誘致等の県南地域からの二次展開の誘導によるものづくり産業の集積のため、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。 また、橋野鉄鉱山や三陸復興国立公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。 エ 県北地域 冷涼な気候を生かした農林水産物が生産されているほか、漆などの特産品があります。また、平庭高原などの豊かな自然環境にも恵まれ、特色ある農山漁村文化が形成されています。 農業にあつては、<u>経営感覚に優れた経営体の確保・育成に向け、地域農業の中心となる経営体の経営力の向上や経営基盤の強化を促進するとともに、次代を担う新規就農者の定着に向けた支援に取り組めます。</u> <u>また、収益性が高く持続可能な農業を実現するため、革新的な技術の導入や特色ある農畜産物のブランド化の促進などに取り組むことにより、農地の適切な利用と確保を図ります。</u>	また、平泉の文化遺産や栗駒国立公園、早池峰国立公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境については、適正に保全します。 ウ 沿岸地域 東日本大震災津波からの復興に取り組む沿岸地域には、わが国を代表する海岸美を誇る三陸復興国立公園をはじめとした、豊かな自然環境や漁業資源に恵まれています。また、近年、電子部品製造関連産業の立地集積が進んでいます。一方、地域の約9割が森林であり、団地を形成する広がりのある農地が限られているため、農業依存度が相対的に低くなっています。また、生産条件が不利な農地が多く、担い手農家への農地の利用集積が進んでいないことなどから農地の減少が大きくなっています。 そのため、農業にあつては、<u>農地中間管理機構等の活用による農地の利用集積などにより、効率的・安定的な農業経営体の育成を図るとともに、夏季冷涼、冬季温暖など地域特性を生かした園芸づくりや畜産の振興を図ることにより、農地の適切な利用と確保を図ります。また、地域内の農林水産物を有効活用し、付加価値生産性の高い食産業を構築するため、食品加工業など関連産業の立地基盤の整備を促進します。</u> 林業にあつては、県内屈指の大型木材加工工場が立地していることから、<u>地域けん引型林業経営体の育成や、素材生産者・加工業者・工務店等の連携による木材安定供給体制の整備を図るとともに、乾しいたけ・林間ワサビなどの地域ブランド化を通じた林業の振興により、健全な森林の維持・保全を促進します。</u> 工業にあつては、精密機械関連産業のさらなる集積を進めるとともに、港湾活用型産業や自動車関連産業の誘致等の県南地域からの二次展開の誘導によるものづくり産業の集積のため、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。 また、橋野鉄鉱山や三陸復興国立公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。 エ 県北地域 冷涼な気候を生かした農林水産物が生産されているほか、漆などの特産品があります。また、平庭高原などの豊かな自然環境にも恵まれ、特色ある農山漁村文化が形成されています。 農業にあつては、<u>やませに代表される夏季冷涼な気候を生かし、ほうれんそうやレタス等の園芸品目や豊富な草資源の活用による畜産の生産拡大、やまぶどうや雑穀等地域特産品目の生産拡大と6次化の推進により、農地の適切な利用と確保を図ります。</u> <u>復旧した被災農地や基盤整備地区においては、農地中間管理機構等の活用により農地の利用集積を促進し、集落営農組織の育成等効率的な生産体制の確立や、農業・農村の持つ多</u>

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
		林業にあつては、<u>中核的な</u>林業経営体による適切な森林整備や多様な需要へ対応できる木材生産体制の整備を促進するとともに、木炭の生産体制強化、乾しいたけの販売促進、質の高い漆資源確保などを通じた林業の振興により<u>森林資源の循環利用と健全な森林の維持・保全</u>を促進します。 工業にあつては、産業支援機関との連携による企業支援や、港湾等の地域特性を生かした企業誘致活動により、ものづくり産業の集積を促進し、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。 さらに、歴史的・経済的に深いつながりのある八戸圏域との広域的な交流・連携を通じて、地域経済の活性化を図ります。 また、御所野遺跡や久慈平庭県立自然公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。 なお、地域別の利用区分ごとの規模の目標の概要は次表のとおりです。 地域別の利用区分ごとの規模の目標	<u>面的機能の維持・発揮のため、荒廃農地の解消と有効活用に取り組みます。</u> 林業にあつては、<u>意欲ある</u>林業経営体による適切な森林整備や多様な需要へ対応できる木材生産体制の整備を促進するとともに、木炭の生産体制強化、乾しいたけの販売促進、質の高い漆資源確保などを通じた林業の振興により健全な森林の維持・保全を促進します。 工業にあつては、産業支援機関との連携による企業支援や、港湾等の地域特性を生かした企業誘致活動により、ものづくり産業の集積を促進し、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。 さらに、歴史的・経済的に深いつながりのある八戸圏域との広域的な交流・連携を通じて、地域経済の活性化を図ります。 また、御所野遺跡や久慈平庭県立自然公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。 なお、地域別の利用区分ごとの規模の目標の概要は次表のとおりです。 <u>【表】地域別の利用区分ごとの規模の目標の概要</u>
		※別紙参照	
3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 国土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。 このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する なお、本計画は、国、地方公共団体などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の<u>参画</u>と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。	3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 国土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。 このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。 なお、本計画は、国、地方公共団体等の公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者等の多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の<u>参加</u>と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。	<u>3</u> <u>2</u>に掲げる事項を達成するための必要な措置の概要 県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。 そのために、まずは、土地の所有者が、良好な土地管理と有効な土地利用に努める必要があります。そして、国、<u>岩手県</u>及び市町村等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。 なお、本計画は、公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されるものであり、以下に掲げる措置は、それら多様な主体の<u>参画</u>、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。	<u>4</u> <u>2</u>及び<u>3</u>に掲げる事項を達成するための必要な措置の概要 県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。 そのために、まずは、土地の所有者が、良好な土地管理と有効な土地利用に努める必要があります。そして、国や<u>岩手県・市町村</u>は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。 なお、本計画は、公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されるものであり、以下に掲げる措置は、それら多様な主体の<u>参画</u>と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用 国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、国土利用計画都道府県計画、同市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と国土資源の適切な管理を図る。 特に、土地利用基本計画においては、都道府県は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた地方公共団体など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。 これらの取組を支援するため、国は地域の土地利用のあり	(1) 土地利用関連法制等の適切な運用 国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、国土利用計画都道府県計画、同市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と国土資源の適切な管理を図る。 特に、土地利用基本計画においては、都道府県は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた地方公共団体など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。 これらの取組を支援するため、国は地域の土地利用のあり	(1) 土地利用関連法制等の適切な運用 国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、国土利用計画全国計画、同岩手県計画、同市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。 特に、<u>岩手県</u>土地利用基本計画においては、<u>県</u>は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、<u>地方公共団体</u>など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行います。	(1) 土地利用関連法制等の適切な運用 国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、国土利用計画全国計画、同岩手県計画、同市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。 特に、土地利用基本計画においては、<u>都道府県</u>は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた<u>地方公共団体</u>など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行います。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
方の検討に資する基礎的情報等を提供する。	方の検討に資する基礎的情報等を提供するとともに、<u>地方公共団体に対する人的支援や研修等の充実を図る。特に、市町村計画と市町村管理構想の一体的策定など計画の実効性を高める取組を進める市町村に対して、国や都道府県による支援の充実を図る。</u>	国の取組であるため県計画には記述しない。	
<u>（５）土地の有効利用の促進、（６）土地利用転換の適正化</u> <u>（５）ア</u>（全国計画においては見出しなし。以下同じ） 市街地における<u>低・未利用地</u>及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。 特に、空き家等については、<u>所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど利活用を促進する。</u> また、<u>倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進める。</u> <u>改修や除却については、支援措置を充実させていくことも重要である。</u> <u>あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を進める。</u>	<u>（２）土地の有効利用・転換の適正化</u> ア（全国計画においては見出しなし。以下同じ） 市街地における<u>所有者不明土地等の低未利用土地</u>及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。 特に、空き家等については、<u>立地や管理状況の良好な空き家については、多様な利活用を推進する一方、所有者等による適切な管理の促進、空き家の発生抑制、除却等を推進する。</u> また、<u>所有者不明土地については、その発生予防と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災害等の発生防止に向けた管理の適正化を進める。</u>	<u>（２）土地の有効利用・転換の適正化</u> 【第五次県計画の（５）と（６）を統合】 <u>ア市街地における土地の有効活用</u> 居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。 その際、市街地における<u>所有者不明土地等の低未利用土地</u>及び空き家等を含む既存住宅ストック等を有効利用しつつ、中心市街地への居住の促進やニュータウンの再生を図ります。 特に、空き家等については、<u>立地や管理状況の良好な空き家については、多様な利活用を推進する一方、所有者等による適切な管理の促進、空き家の発生抑制、除却等を推進</u>します。 また、<u>所有者不明土地については、その発生予防と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災害等の発生防止に向けた管理の適正化を進め</u>ます。	<u>（５）その他土地の有効利用の促進、（６）土地利用転換の適正化</u> <u>（３）エ住宅地等の有効活用</u> 居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。 その際、市街地における<u>低・未利用地</u>及び空き家等を含む既存住宅ストック等を有効利用しつつ、中心市街地への居住の促進やニュータウンの再生を図ります。 特に、空き家等については、<u>所在地や所有者等の実態を把握した上で、所有者と入居希望者とのマッチングや施設改修等による利活用を促進</u>します。 また、<u>倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を推進</u>します。 <u>あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を進めま</u>す。
<u>（５）イ</u> 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図る。	イ 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分等により、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図る。	<u>イ道路空間の有効利用等</u> 公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図ります。	<u>（５）ア道路</u> 公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図ります。
<u>（５）ウ</u> 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。 また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。	ウ 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。 また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。	<u>ウ工業用地の活用</u> 高度情報通信等のインフラの戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図ります。 また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進するため、ホームページへの掲載等を通じた情報発信を行います。	<u>（５）イ工業用地</u> 高度情報通信等のインフラの戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図ります。 また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進するため、ホームページへの掲載等を通じた情報発信を行います。
<u>（５）エ</u> 都市への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も<u>所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討する。</u>			<u>（５）ウ円滑な土地の利活用に向けた方策</u> 都市への人口移動が進む中で、今後も<u>所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討</u>します。 また、<u>都市環境、防災面等に配慮した、河川、道路等と建物等との一体的・立体的整備を進め</u>ます。
<u>（６）ア</u>	<u>エ</u>	<u>エ土地利用の転換</u>	<u>（６）ア土地利用転換の基本</u>

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。 また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。 特に、人口減少下にも関わらず<u>自然的土地利用等から都市的土地利用</u>への転換が依然として続いている一方、都市の<u>低・未利用地</u>や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、<u>自然的土地利用</u>等からの転換を抑制する。	土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。 また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。 特に、人口減少下にも関わらず<u>農地や森林等から宅地等</u>への転換が依然として続いている一方、都市の<u>低未利用土地</u>や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用等を通じて、<u>農地や森林等</u>からの転換を抑制する。 また、<u>水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進する。</u>	土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。 また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。 特に、人口減少下にも関わらず<u>農地や森林等から宅地等</u>への転換が依然として続いている一方、都市の<u>低未利用土地</u>や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、<u>農地や森林等</u>からの転換を抑制します。 また、<u>水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進します。</u>	土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。 また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。 特に、人口減少下にも関わらず<u>自然的土地利用等から都市的土地利用</u>への転換が依然として続いている一方、都市の<u>低・未利用地</u>や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、<u>自然的土地利用</u>等からの転換を抑制します。
		<u>オ</u> 農地の利用転換 農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保や農業経営の安定を考慮するとともに、景観及び自然環境等に及ぼす影響に留意し、計画的な調整の下に無秩序な転用を抑制し、優良農地が確保されるよう十分考慮します。	<u>(6)ウ</u> 農地の利用転換 農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保や農業経営の安定を考慮するとともに、景観及び自然環境等に及ぼす影響に留意し、計画的な調整の下に無秩序な転用を抑制し、優良農地が確保されるよう十分考慮します。
		<u>カ</u> 森林・原野の土地利用転換 森林の利用転換を行う場合には、森林の合理的・計画的な維持<u>保全</u>と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化など公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。 また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図ります。	<u>(6)イ</u> 森林・原野の土地利用転換 森林の利用転換を行う場合には、森林の合理的・計画的な維持<u>増大</u>と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化など公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。 また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図ります。
<u>(6)イ</u> 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。 また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。	<u>オ</u> 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。 また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。	<u>キ</u> 大規模な土地利用の転換 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、<u>県土</u>の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。 また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。	<u>(6)エ</u> 大規模な土地利用転換 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、<u>国土</u>の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。 また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。
<u>(6)ウ</u> 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域<u>または混在が予測される地域</u>においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。 また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。	<u>カ</u> 農地等と宅地等が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。 また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。	<u>ク</u> 混在化や無秩序な利用が進行する地域の土地利用転換【(6)オと(6)カを統合】 都市周辺における、農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。 また、<u>多様な用途が許容されている準工業地域や用途地域</u>が指定されていない白地地域など、無秩序な施設立地等の問題が生じている地域では、施設立地の抑制などにより、適正な土地利用の規制・誘導を促進し、地域の実情に応じた計画的な土地利用の実現を図ります。	<u>(6)オ</u> 混在化の進行する地域の土地利用転換 都市周辺における、農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。 <u>(6)カ 無秩序な施設立地等の問題が生じている地域の土地利用転換</u> 多様な用途が許容されている準工業地域や用途地域が指定されていない白地地域など、無秩序な施設立地等の問題が生じている地域では、施設立地の抑制などにより、適正な土地利用の規制・誘導を促進し、地域の実情に応じた計画的な土地利用の実現を図ります。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
	キ 地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進する。	ケ 地域創生の観点からの土地利用 地域創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進します。	
(2) 国土の保全と安全性の確保 ア 国土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な国土利用への誘導を図るとともに、国土保全施設の整備と維持管理を推進する。 また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への <u>公共施設等</u> の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。 さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。	(3) 国土の保全と安全性の確保 ア 国土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設や砂防関係施設等の整備を通じ、より安全な国土利用への誘導を図るとともに、国土保全施設の整備と維持管理を推進する。 また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、 <u>土地本来の災害リスク</u> や地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。 さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。	(3) 県土の保全と安全性の確保 ア 自然災害への対応 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、東日本大震災津波の経験を踏まえ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、河川、海岸、砂防、治山等の県土保全・防災施設や災害に強い道路の整備と維持管理を着実に進めます。また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、以下のような取組を推進します。 ・ 災害リスクの高い地域の把握、公表の積極的な実施 ・ <u>土地本来の災害リスク</u> や地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への立地による誘導 ・ 関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定の促進 ・ 主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等の推進 さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的かつ有効な利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。	(2) 県土の保全と安全性の確保 ア 自然災害への対応 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、東日本大震災津波の経験を踏まえ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、河川、海岸、砂防、治山等の県土保全・防災施設や災害に強い道路の整備と維持管理を着実に進めます。また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、以下のような取組を推進します。 ・ 災害リスクの高い地域の把握、公表の積極的な実施 ・ 地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への <u>公共施設等</u> の立地による誘導 ・ 関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定の促進 ・ 主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等の推進 さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的かつ有効な利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。
イ 森林の持つ国土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進する。 <u>その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。</u>	イ 国土保全と安全性の確保に向け、森林の有する多面的機能の維持・向上を適切に図るため、適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な <u>配備及び保安全管理を行う。</u>	イ 自然生態系の活用等による県土保全と安全性の確保 森林の <u>有する多面的機能の維持・向上を適切に図り</u> 、適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な <u>配備及び保安全管理を行います。</u>	イ 自然生態系の活用等による県土保全と安全性の確保 森林の持つ <u>県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため</u> 、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な <u>指定・管理や治山施設の整備等を推進</u> します。 <u>その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図ります。</u>
ウ 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。また、日本海側と太平洋側との連携を進めること等により、国土レベルでの多重性・代替性を確保する。	ウ 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。また、日本海側と太平洋側との連携を進めることなどにより、国土レベルでの多重性・代替性を確保する。	ウ ライフライン等の安全性の強化 県土の安全性を高めるため、以下のような取組を推進します。 ・ 代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等の推進 ・ 基幹的交通、エネルギー供給、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等のライフラインの多重性・代替性等の確保 ・ 内陸部と沿岸部の連携の強化	ウ ライフライン等の安全性の強化 県土の安全性を高めるため、以下のような取組を推進します。 ・ 代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等の推進 ・ 基幹的交通、エネルギー供給、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等のライフラインの多重性・代替性等の確保 ・ 内陸部と沿岸部の連携の強化
エ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立	エ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立	<u>エ 都市における安全性の向上</u> 都市における安全性を高めるため、市街地等において、以下のような <u>防災・減災</u> の取組を推進します。 ・ 地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策 ・ 津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備	<u>ウ ライフライン等の安全性の強化【再掲】</u> <u>また、都市における安全性を高めるため、市街地等において、以下のような取組を推進します。</u> ・ 地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策 ・ 津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
化・多重化、及び道路における無電柱化 <u>など</u> の対策を進める。	化・多重化、及び道路における無電柱化 <u>等</u> の防災・減災対策を推進する。	・ 公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備 ・ 住宅・建築物の耐震化、道路における無電柱化	・ 公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備 ・ 住宅・建築物の耐震化、道路における無電柱化
（４） 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 ア 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。 野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。 二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や <u>支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等</u> を通じて自然環境の維持・形成を図る。 自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。	（４） 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 ア 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制や <u>保全活動等</u> により厳正な保全を図る。 野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制や保全活動等により適正な保全を図る。 二次的自然については、適切な農林水産業、民間・NPO等による保全活動の促進や <u>生物多様性の保全が図られている区域の認定等</u> を通じて自然環境の維持・形成を図る。 自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。	（４） <u>自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保</u> <u>ア 優れた自然環境や自然景観の保全</u> 高い価値を有する原生的な自然については、一定の行為を厳格に規制することや <u>保全活動等</u> により厳正な保全を図ります。 野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、一定の行為を規制すること等により適正な保全を図ります。 また、農林業による土地利用が行われている地域等の二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や <u>生物多様性の保全が図られている区域の認定等</u> を通じて自然環境の維持・形成を図ります。 自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図ります。	（４） <u>恵み豊かな環境と人間の営みの両立</u> <u>カ 自然共生社会の実現</u> 高い価値を有する原生的な自然については、一定の行為を厳格に規制すること等により厳正な保全を図ります。 野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、一定の行為を規制すること等により適正な保全を図ります。 また、農林業による土地利用が行われている地域等の二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や <u>支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等</u> を通じて自然環境の維持・形成を図ります。 自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図ります。
イ 国土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による <u>自主的な取組を促進させる仕組み</u> を検討する。	イ 国土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等により <u>生物多様性の保全が図られている区域の認定等の運用・改善</u> を検討する。	<u>イ 希少野生生物に配慮した土地利用の推進</u> イヌワシ等の希少な野生動植物については、その生息・生育状況の調査を行うとともに、生息・生育地の適正な維持・改善を図ります。加えて、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等より <u>生物多様性の保全が図られている区域の認定等の運用・改善</u> を検討します。	<u>カ 自然共生社会の実現【再掲】</u> 特に、イヌワシ等の希少な野生動植物については、その生息・生育状況の調査を行うとともに、生息・生育地の適正な維持・改善を図ります。加えて、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において <u>企業等による自主的な取組を促進させる仕組み</u> を検討します。
ウ 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用する。 これらを含めた全国、広域圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、 <u>国土全体の生態系ネットワークの形成</u> へつなげる。	ウ 森・里・ <u>まち</u> ・川・海の <u>つながり</u> を確保した広域的な生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用する。 これらを含めた全国、広域圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、 <u>広域的な生態系ネットワークの形成</u> へつなげる。	<u>ウ 生態系ネットワークの形成</u> 森・里・ <u>まち</u> ・川・海の <u>つながり</u> を確保した広域的な生態系ネットワークの形成の観点からは、流域レベルや地域レベルなど空間的なつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。また、生物多様性に関する新たな知見等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用します。 国全体の生態系ネットワークに関する記述であり、県計画では記述しない。	<u>カ 自然共生社会の実現【再掲】</u> 森・里・川・海の連環による <u>生態系ネットワークの形成</u> の観点からは、流域レベルや地域レベルなど空間的なつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。また、生物多様性に関する新たな知見等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用します。
エ 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。	エ 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。	<u>エ 自然環境や生物多様性に関する調査・研究</u> <u>自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進します。</u>	<u>カ 自然共生社会の実現【再掲】</u> <u>これらの取組を実施するに当たっては、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進します。</u>
オ <u>自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。</u>	オ <u>水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を活用するなど、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。</u>	<u>オ 自然生態系を活用した防災・減災対策の推進</u> <u>水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を活用するなど、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。</u>	（２） <u>イ 自然生態系の活用等による県土保全と安全性の確保【再掲】</u> <u>このような自然生態系が有する非常時の防災・減災機能、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。</u>
カ 国立公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。	カ 国立公園等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。	<u>カ 自然資源を活かした地域活性化・環境保全</u> 優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、地域文化、歴史的・文化的遺産は、観光資源として極めて高い価値を有していることから、 <u>上質なツーリズムにより誘客を促進し、</u>	<u>カ 良好な景観形成等の推進</u> <u>さらに、優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、地域文化、歴史的・文化的遺産は、観光資源として極めて高い価値を有していることから、</u>

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
<u>このため、これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然によりはぐくまれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進する。</u> <u>また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国立公園などのブランドを活かした国内外の観光客の増加を図る。</u>	<u>このため、国立公園等における上質なツーリズムにより国内外の誘客を促進し地域活性化を図ることで、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現する。</u> <u>とりわけ、自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然により育まれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域価値の向上を図る。</u>	<u>地域活性化を図ることで、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現します。</u> <u>とりわけ、エコツーリズムの推進や伝統・文化等の活用等により、観光をはじめとした地域価値の向上を図ります。</u> 加えて、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国内外の観光客の増加を図ります。 ※第六次全国計画では削除されているが、県計画では継続して記述する。	エコツーリズムの推進や伝統・文化等の活用等により、観光をはじめとした<u>地域産業を促進</u>します。 加えて、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国内外の観光客の増加を図ります。
キ <u>野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。</u> また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本とし<u>つつ</u>、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行う。	キ 鳥獣による被害防止のため、鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。 また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、防除等の戦略の検討を進め<u>つつ</u>、完全排除を基本として、防除手法等の開発やその他防除に必要な調査研究を行う。	キ <u>野生鳥獣や侵略的外来種による被害防止</u> 鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進します。 また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、<u>防除等の戦略の検討を進めつつ</u>、完全排除を基本として、防除手法などの開発に努め<u>ます</u>。	カ <u>自然共生社会の実現【再掲】</u> <u>その際、野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進</u>します。 また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本とし<u>つつ</u>、防除手法などの開発に努めることも<u>重要で</u><u>す</u>。
ク <u>ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。</u> また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組む。さらに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを進める。	ク <u>地域におけるカーボンニュートラルの実現のため、地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。</u> また、<u>地域のくらし、まちづくり、交通、インフラ、農林水産業におけるグリーン化の取組や、森林資源の循環利用に向けた取組を進める。</u>	ク <u>脱炭素社会の構築</u> 県民、事業者、行政それぞれの役割分担と連携のもとに<u>カーボンニュートラルの実現に向けて</u>、以下のような取組を実施し、災害に強く持続可能な「<u>脱炭素社会</u>」の構築を目指した土地利用を図ります。 ・ <u>地域共生型</u>の風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入 ・ 都市における緑地・水面等の効率的な配置 ・ 公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築 ・ 鉄道、船舶、自動車等を適切に組み合わせた低炭素型物流体系の形成 特に、二酸化炭素の吸収源となる森林については、その吸収能力を十分に発揮できるよう、積極的な間伐や人工林伐採跡地の更新を実施するとともに、通常の伐採林齢より高齢級で伐採する長伐期施業や林齢・樹種の異なる樹木で構成される複層林施業等を展開するなど、多様な森林の整備・育成を図ります。また、木材の利用拡大や長期間の利用により、炭素固定の増加を図ります。 あわせて、都市の緑や里山林等の身近な緑の適切な保全・整備を図ります。	ア <u>低炭素社会の構築</u> 県民、事業者、行政それぞれの役割分担と連携のもとに<u>地球温暖化への対策を加速させるため</u>、以下のような取組を実施し、災害に強く持続可能な「<u>低炭素社会</u>」の構築を目指した土地利用を図ります。 ・ <u>複数施設等への効率的なエネルギーの供給</u> ・ 風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入 ・ 都市における緑地・水面等の効率的な配置 ・ 公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築 ・ 鉄道、船舶、自動車等を適切に組み合わせた低炭素型物流体系の形成 特に、二酸化炭素の吸収源となる森林については、その吸収能力を十分に発揮できるよう、積極的な間伐や人工林伐採跡地の更新を実施するとともに、通常の伐採林齢より高齢級で伐採する長伐期施業や林齢・樹種の異なる樹木で構成される複層林施業等を展開するなど、多様な森林の整備・育成を図ります。また、木材の利用拡大や長期間の利用により、<u>できるだけ</u>炭素固定の増加を図ります。 あわせて、都市の緑や里山林等の身近な緑の適切な保全・整備を図ります。
ケ 国民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。 住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による国民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。 特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図る。	ケ 国民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。 住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による国民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。 特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維持又は回復を図る。	ケ 県民の健康保護と生活環境の保全 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。 住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。	エ 県民の健康保護と生活環境の保全 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。 住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
コ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。 また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。 さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。	コ 循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進めるなど、持続可能な資源利用を推進する。 また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。 さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。	<u>コ</u> 循環型社会の形成 循環型社会の形成に向けた次のような施策を講じるため、必要な用地の確保を図ります。 ・ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に、<u>再生可能な資源への置き換え（リニューアブル）を加えた、3 R +Renewable</u>の一層の促進 ・ 発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムの形成 また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。	<u>イ</u> 循環型社会の形成 循環型社会の形成に向けた次のような施策を講じるため、必要な用地の確保を図ります。 ・ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の<u>3 R</u>の一層の促進 ・ 発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムの形成 また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。
		<u>サ</u> 環境保全型農業の推進 環境と調和した農業を推進するため、次のような施策を総合的・計画的に推進し、安全・安心な農作物を供給するとともに、自然循環機能を維持・増進する農用地の形成を推進します。 ・ 環境への負荷を低減する生産技術の導入促進 ・ 環境保全や農産物の品質向上等の取組を改善するための生産工程管理手法（県版 G A PやJ G A P等）の普及・定着	<u>ウ</u> 環境保全型農業の推進 環境と調和した農業を推進するため、次のような施策を総合的・計画的に推進し、安全・安心な農作物を供給するとともに、自然循環機能を維持・増進する農用地の形成を推進します。 ・ 環境への負荷を低減する生産技術の導入促進 ・ 環境保全や農産物の品質向上等の取組を改善するための生産工程管理手法（県版 G A PやJ G A P等）の普及・定着
<u>(3)オ</u> 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。 土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。	<u>サ</u> 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。 土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。	<u>シ</u> 総合的な土砂管理の推進 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図ります。加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行います。	<u>キ</u> 総合的な土砂管理の推進 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図ります。加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行います。
<u>(3)カ</u> 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。	<u>シ</u> 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。	<u>ス</u> 良好な景観形成等の推進 歴史的・文化的な建築物や美しく魅力ある街並みを後世に継承するため、景観計画や景観条例等によるルールづくりなど、地域が一体となった取組を推進します。 都市においては、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成を促進します。 農山漁村においては、里地・里山等の美しい農山漁村景観の維持・形成を促進します。また、不利な耕作条件等による荒廃農地の拡大及び景観荒廃を防ぐため、美しい景観を保全しながら農業を継続していくための農業基盤整備を進めます。	<u>ク</u> 良好な景観形成等の推進【再掲】 歴史的・文化的な建築物や美しく魅力ある街並みを後世に継承するため、景観計画や景観条例等によるルールづくりなど、地域が一体となった取組を推進します。 都市においては、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成を促進します。 農山漁村においては、里地・里山等の美しい農山漁村景観の維持・形成を促進します。また、不利な耕作条件等による荒廃農地の拡大及び景観荒廃を防ぐため、美しい景観を保全しながら農業を継続していくための農業基盤整備を進めます。
		<u>セ</u> 環境影響評価等による<u>環境の保全</u> 良好な環境を<u>保全</u>するため、<u>再生可能エネルギーの導入などの大規模な事業の実施にあたっては、環境に配慮した事業となるよう環境影響評価手続</u>を実施します。 公共事業については、事業の検討段階において、その特性を踏まえた環境的側面の検討を行います。 また、復興事業の進捗の過程における周辺環境の状況について、モニタリングを行いながら、自然環境の保全に取り組んでいきます。	<u>ケ</u> 環境影響評価等 良好な環境を<u>確保</u>するため、<u>事業の実施前における環境影響評価</u>を実施します。 また、公共事業については、事業の検討段階において、その特性を踏まえた環境的側面の検討を行います。 また、復興事業の進捗の過程における周辺環境の状況について、モニタリングを行いながら、自然環境の保全に取り組んでいきます。
<u>(3)</u> 持続可能な国土の管理 ア	<u>(5)</u> 持続可能な国土管理 ア	<u>(5)</u> 持続可能な県土管理 ア 環境負荷が少なく安全で暮らしやすいまちの形成	<u>(3)</u> 持続可能な県土管理 ア 環境負荷が少なく安全で暮らしやすいまちの形成

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。 また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、<u>公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行う。</u> 生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「<u>小さな拠点</u>」の形成を推進するため、地域の状況に応じ、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、<u>周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進める。</u>	都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。 また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、<u>地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築する。</u> <u>さらに、郊外住宅地や周辺集落を含む日常生活を営む身近なエリアにも、必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進する。</u>	環境負荷が少なく歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の中心市街地への誘導等を推進します。 また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、<u>地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築します。</u> <u>さらに、郊外住宅地や周辺集落を含む日常生活を営む身近なエリアにも、必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進します。</u>	環境負荷が少なく歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の中心市街地への誘導等を推進します。 また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行います。 生活サービス機能等の維持が困難になる中山間地域等の集落地域においては、地域の状況に応じ、日常生活に<u>不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進めます。</u>
イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに国土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、<u>担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。</u> また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。 さらに、<u>農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。</u>	イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに国土保全等の多面的機能を適切に発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化や<u>水田の畑地化・汎用化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進する。また、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理といった地域の共同活動を支援する。</u> 利用度の低い農地については、<u>農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。</u> さらに、<u>農業の雇用創出、所得向上を図るため、農業、畜産、林業を含めた複合経営のほか、6次産業化、農泊、ジビエ利活用、農福連携等の多様な地域資源を他分野と組み合わせて活用する「農山漁村発イノベーション」の取組を推進する。</u>	イ 農地の多面的機能の発揮 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土の保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と農業生産の効率化等に取り組みます。そのため、地域の合意に基づき、<u>農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、地域協働による農地等の保全管理を支援します</u> さらに、<u>農業の雇用促進・所得向上を図るため、6次産業化、農泊、農福連携等の多様な地域資源を他分野と組み合わせて活用する取組を支援します。</u> 荒廃農地は、農業生産力の維持強化のみならず、県土の有効利用及び環境の保全の観点から、農業上重要な地域を中心にその解消と発生防止を推進します。 そのため、荒廃農地の実態を把握の上、地域の実情に応じて、営農再開、保全管理、非農業的利用等の解消法別に分類し、次のような取組を支援します。 ○ 営農再開（基盤整備による営農再開含む） ・ 認定農業者等担い手や集落営農組織等の育成支援と利用集積の促進 ・ 企業等の参入の促進 ・ 未整備農地の関連事業による条件整備等の促進 ・ 放牧や自給飼料生産への転換など畜産的な活用の促進 ○ 保全管理 ・ 集落等を中心とした協働の取組による農地、農業用水や農村環境の保全 ・ 中山間地域における農業生産活動を通じた発生防止 ・ 市民農園や滞在型農園の整備等の支援 ○ 非農業的利用 ・ 森林として管理する場合の人工造林等を支援 なお、農地から宅地へと転換された後に低・未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、県土	イ 農地の多面的機能の発揮 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土の保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と農業生産の効率化等に取り組みます。そのため、地域の合意に基づき、農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、地域協働による農地等の管理を支援します。 <u>利用度の低い農地については、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講じます。</u> さらに、<u>農業の雇用促進を図るとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援します。</u> 荒廃農地は、農業生産力の維持強化のみならず、県土の有効利用及び環境の保全の観点から、農業上重要な地域を中心にその解消と発生防止を推進します。 そのため、荒廃農地の実態を把握の上、地域の実情に応じて、営農再開、保全管理、非農業的利用等の解消法別に分類し、次のような取組を支援します。 ○ 営農再開（基盤整備による営農再開含む） ・ 認定農業者等担い手や集落営農組織等の育成支援と利用集積の促進 ・ 企業等の参入の促進 ・ 未整備農地の関連事業による条件整備等の促進 ・ 放牧や自給飼料生産への転換など畜産的な活用の促進 ○ 保全管理 ・ 集落等を中心とした協働の取組による農地、農業用水や農村環境の保全 ・ 中山間地域における農業生産活動を通じた発生防止 ・ 市民農園や滞在型農園の整備等の支援 ○ 非農業的利用 ・ 森林として管理する場合の人工造林等を支援 なお、農地から宅地へと転換された後に低・未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、県土

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
		の有効利用の観点から優先的に再利用を図るなど、地域の実情を踏まえた計画的かつ適正な活用を促進します。	の有効利用の観点から優先的に再利用を図るなど、地域の実情を踏まえた計画的かつ適正な活用を促進します。
ウ <u>持続可能な森林管理のため、ＣＬＴ（直交集成板）などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進める。</u>	ウ <u>森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮のため、鳥獣被害対策、路網整備、森林境界の明確化等も進めながら、林業に適している人工林においては、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて針広混交林化等を図る等、森林資源の適正な利用・管理を進める。</u>	ウ 森林の<u>有する多面的機能の発揮</u> <u>森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮のため、鳥獣被害対策、病虫害対策、路網整備、森林境界の明確化等も進めながら、林業に適している人工林においては、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて針広混交林化等を図る等、森林資源の適正な利用・管理を進めます。</u> <u>また、森林整備の担い手である林業就業者の確保・育成に取り組むとともに、地域の森林整備の主体となる中核的な林業経営体等を育成します。</u>	ウ 森林の多面的機能の発揮 <u>森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、伐採林齢の多様化や長伐期化、複層林施業の推進、病虫害対策の強化等を図ります。また、いわての森林づくり県民税を活用して、間伐等の手入れが十分に行われていない公益上重要な森林を整備するとともに、地域住民等による森林整備を支援します。</u> <u>間伐の推進については、森林所有者の経営意欲の喚起や経費負担の軽減につながるよう、施業の集約化や機械化等による低コスト間伐の促進などに取り組めます。その際、林内路網を計画的に整備し、森林管理及び地域材生産等のため基盤づくりを推進します。</u> <u>林業経営の安定化のため、森林所有者をとりまとめて地域単位の森林経営を実現する、地域けん引型林業経営体を育成します。また、製材工場の経営能力や技術力の向上を図りながら、高品質な木材製品の需要創出等にも取り組むことにより、林業の成長産業化を推進します。</u> <u>加えて、未利用木材資源の有効活用による林業の活性化とエネルギーの地産地消の促進等を図るため、チップボイラー等の導入支援や木質燃料の安定供給体制の構築等に取り組む、木質バイオマスエネルギーの利用を促進します。</u> <u>さらに、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林や森林公園において、森林環境教育や、レクリエーション利用などの総合的な利用を図ります。</u>
エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。	エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化等の気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。	<u>エ 水環境・水循環の保全</u> 健全な水循環の維持又は回復のため、次のような取組を実施します。 - 関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理 - 貯留・涵養機能の維持及び向上 - 安定した水供給・排水の確保 - 持続可能な地下水の保全と利用の促進 - 生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保、水辺空間の保全 また、本県の豊かな水と緑を次世代に引き継ぐため、森・川・海とつながる流域全体における施策を総合的かつ計画的に推進することとし、県内の全流域において策定した流域基本計画に基づき、地域住民や関係団体との連携と協力のもとに保全活動に取り組みます。 閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図ります。	<u>(4)オ 水環境・水循環の保全</u> 健全な水循環の維持又は回復のため、次のような取組を実施します。 - 関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理 - 貯留・涵養機能の維持及び向上 - 安定した水供給・排水の確保 - 持続可能な地下水の保全と利用の促進 - 生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保、水辺空間の保全 また、本県の豊かな水と緑を次世代に引き継ぐため、森・川・海とつながる流域全体における施策を総合的かつ計画的に推進することとし、県内の全流域において策定した流域基本計画に基づき、地域住民や関係団体との連携と協力のもとに保全活動に取り組みます。 閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図ります。
(9) <u>国土の国民的経営</u>の推進	(6) <u>多様な主体による国土利用・管理</u>の推進 <u>ア</u> <u>人口減少下における地域課題の解決に向けて、目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入な</u>	(6) <u>多様な主体による県土利用・管理</u>の推進 ※国土の管理構想については、県の役割が明確になっていないため記述しない。	(9) <u>多様な主体の連携・協働</u>による県土の<u>有効利用</u>

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）	第五次県計画【現行計画】
国土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、ＮＰＯ、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により国土の適切な管理に参画する「国土の国民的経営」の取組を推進する。	<u>どの管理方法の転換等を図る国土の管理構想に基づく市町村管理構想や、地域住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組を全国で推進する。</u> イ 国土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NP0、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により国土の適切な管理に参画する「国土の国民的経営」の取組を推進する。	県土の<u>適切な管理</u>に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、県民、ＮＰＯ、関係団体、事業者等の多様な主体による、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動などの直接的な参画を促進するとともに、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付などの間接的な県土管理につながる取組などを通じて、県土の有効利用を推進します。	県土の<u>有効利用</u>に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、県民、ＮＰＯ、関係団体、事業者等の多様な主体による、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動などの直接的な参画を促進するとともに、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付などの間接的な県土管理につながる取組などを通じて、県土の有効利用を推進します。
（７） 国土に関する調査の推進 国土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等国土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。 特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。 地籍調査の主な実施主体である市町村は、<u>第6次</u>国土調査事業十箇年計画で示された目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行っており、国は、市町村への財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を促進する。 これに加えて、南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備を重点的に実施するほか、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。 また、希少種を始めとする生物の分布情報は、<u>自然環境を保全・再生する</u>国土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。 さらに、国民による国土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。	（７） 国土に関する調査の推進 国土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等国土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。 特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。 地籍調査の主な実施主体である市町村は、<u>第7次</u>国土調査事業十箇年計画で示された目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行っており、国は、市町村への財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を促進する。 これに加えて、南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備を重点的に実施するほか、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。 また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、<u>健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理</u>の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。 さらに、国民による国土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。	（７） 県土に関する調査の推進 県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等の基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用及び調査結果の普及・啓発を図ります。 特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発、県土の基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要です。 ※国の取組であるため、県計画には記述しない。 また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、<u>健全な生態系の確保によりつながる</u>県土利用・<u>管理</u>の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。	（７） 県土に関する調査の推進 県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等の基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用及び調査結果の普及・啓発を図ります。 特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発、県土の基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要です。 また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、<u>自然環境を保全・再生する</u>県土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。
（８） 計画の効果的な推進 計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、国土利用をとりまく状況や<u>国土利用の現況等</u>の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。	（８） 計画の効果的な推進 計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、国土利用・<u>管理</u>をとりまく状況や変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。	（８） 計画の効果的な推進 計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用・<u>管理</u>をとりまく状況や変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。	（８） 計画の効果的な推進 計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や<u>県土利用の現況等</u>の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。
おわりに 本計画では、「<u>適切な国土管理を実現する国土利用</u>」、「<u>自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用</u>」、「<u>安全・安心を実現する国土利用</u>」の３つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合も多い。したがって、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められる。 また、人口減少下で、これらを実現していくためには、<u>土地利用や国土管理の手法等について新たな知見が必要とな</u>	おわりに 本計画では、「<u>地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理</u>」、「<u>土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理</u>」、「<u>健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理</u>」の３つの基本方針と、それらに共通する「<u>国土利用・管理DX</u>」、「<u>多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理</u>」の２つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合も多い。したがって、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んで		

第五次全国計画	第六次全国計画	第六次県計画（素案）		第五次県計画【現行計画】	
ることが想定される。このため、本計画を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととする。	いくことが求められる。				
		別表		別表	
		地域部分	構成市町村	地域部分	構成市町村
		県央地域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	県央地域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
		県南地域	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町	県南地域	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
		沿岸地域	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村	沿岸地域	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
		県北地域	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	県北地域	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

第六次県計画【(素案)】																第五次県計画【現行計画】																	
【表　地域別の利用区分ごとの規模の目標】																【表　地域別の利用区分ごとの規模の目標の概要】																	
(単位：km ² 、%)																(単位：km ² 、%)																	
利用区分	県央地域				県南地域				沿岸地域				県北地域				利用区分	県央地域				県南地域				沿岸地域				県北地域			
	令和	令和	構成比		令和	令和	構成比		令和	令和	構成比		令和	令和	構成比			平成	平成	構成比		平成	平成	構成比		平成	平成	構成比					
	5年	17年	5年	17年	5年	17年	5年	17年	5年	17年	5年	17年	5年	17年	5年	17年		25年	37年	25年	37年	25年	37年	25年	37年	25年	37年	25年	37年				
農地	431	417	11.8	11.4	779	754	14.8	14.3	84	81	2.0	1.9	177	171	8.1	7.9	農地	447	443	12.3	12.2	792	785	15.1	14.9	91	90	2.2	2.1	190	188	8.7	8.6
森林	2,715	2,715	74.6	74.6	3,541	3,541	67.4	67.4	3,764	3,764	89.7	89.7	1,707	1,707	78.3	78.4	森林	2,708	2,707	74.3	74.3	3,526	3,525	67.1	67.1	3,770	3,769	89.7	89.7	1,718	1,717	78.9	78.9
原野等	20	20	0.6	0.6	10	10	0.2	0.2	51	51	1.2	1.2	9	9	0.4	0.4	原野等	28	28	0.8	0.8	22	22	0.4	0.4	18	18	0.4	0.4	16	16	0.7	0.7
水面・河川・水路	92	92	2.5	2.5	175	175	3.3	3.3	31	31	0.7	0.7	35	35	1.6	1.6	水面・河川・水路	94	95	2.6	2.6	183	183	3.5	3.5	31	32	0.7	0.8	36	37	1.7	1.7
道路	114	116	3.1	3.2	229	235	4.4	4.5	68	71	1.6	1.7	58	60	2.7	2.7	道路	108	112	3.0	3.1	221	228	4.2	4.3	67	76	1.6	1.8	56	60	2.6	2.8
宅地	102	108	2.8	2.9	166	174	3.2	3.3	53	54	1.2	1.2	44	45	2.0	2.1	宅地	98	101	2.7	2.8	158	161	3.0	3.1	56	55	1.3	1.3	42	43	1.9	2.0
住宅地	65	68	1.8	1.8	110	114	2.1	2.2	31	29	0.7	0.7	28	27	1.3	1.2	住宅地	64	65	1.8	1.8	105	106	2.0	2.0	40	39	1.0	0.9	27	27	1.2	1.2
工業用地	4	4	0.1	0.1	13	14	0.3	0.3	3	3	0.1	0.1	1	1	0.1	0.1	工業用地	4	4	0.1	0.1	11	12	0.2	0.2	3	4	0.1	0.1	1	1	0.0	0.0
その他宅地	33	36	0.9	1.0	44	46	0.8	0.9	18	22	0.4	0.5	15	17	0.7	0.8	その他宅地	30	32	0.8	0.9	42	43	0.8	0.8	13	13	0.3	0.3	14	14	0.6	0.6
その他	168	174	4.6	4.8	355	366	6.7	7.0	149	149	3.6	3.6	147	150	6.8	6.9	その他	159	156	4.3	4.2	353	351	6.7	6.7	172	165	4.1	3.9	119	116	5.5	5.3
合計	3,642	3,462	100.0	100.0	5,255	5,255	100.0	100.0	4,201	4,201	100.0	100.0	2,177	2,177	100.0	100.0	合計	3,642	3,642	100.0	100.0	5,255	5,255	100.0	100.0	4,205	4,205	100.0	100.0	2,177	2,177	100.0	100.0